

LIBRA

2022年 4 月号

〈特集〉

入管収容問題 —知らないでは済まされない, 入管収容下の人権侵害—

〈インタビュー〉

第36回 東弁人権賞受賞 特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク

〈クローズアップ〉

2022年度 役員紹介

〈新連載〉

消費者問題の最前線



東京弁護士会

軽井沢幸福の谷



軽井沢の奥にひっそりと佇むハッピーバレー（幸福の谷）という小道で、訪れる人に何かを感じさせる魅力があります。雨が降る苔むす古い別荘地で、綺麗な野草を見つけたりしながら、素敵な時間を過ごしました。

会員 深沢 岳久 (49期)

特集

02 入管収容問題

—知らないでは済まされない、入管収容下の人権侵害—

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1 入管収容の問題 概観 | 東城輝夫 |
| 2 国連・恣意的拘禁作業部会の入管収容に対する意見について | 小川隆太郎 |
| 3 繰り返される死亡・暴行事件 | |
| 1 東日本入国管理センター内でのカメルーン国籍男性の死亡事件 | 浦城知子 |
| 2 ウィンシュマさん死亡事件 | 駒井知会 |
| 3 大阪入管職員によるトルコ人に対する暴行事件で和解 | 中井雅人 |
| 4 中国人女性暴行事件 | 奈良泰明 |
| 4 初めての入管事件 | 宮城知佳 |
| 5 入管法改正の動きとあるべき入管制度 | 高橋 済 |

インタビュー

20 第36回 東京弁護士会人権賞 受賞

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク

クロースアップ

24 2022年度 役員紹介

新連載

36 消費者問題の最前線

第1回 投資取引における指導助言義務について 五反章裕

連載等

28 常議員会報告（2021年度 第10回／第4回臨時）

34 年次報告書提出を巡る現状とその将来

- | | |
|--------------------|------|
| 第1 FATF審査の最新状況 | 松山憲秀 |
| 第2 年次報告書提出の意義 | 北野孝輔 |
| 第3 年次報告書提出に関する現状分析 | 齋藤 魁 |

38 パブリック事務所の現在

第2回 私たちの専門は、つながり、支えること—東京パブリック後編— 野原郭利

40 多摩支部ってどんなところ？

第3回 多摩地区の法律相談センター 加畑貴義

42 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第5回 官尊民卑の社会風潮と代言人 牧野 剛

43 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～
vol.7 コロナ禍での民事信託の普及活動 清水 晃

44 わたしの修習時代：修習を振り返って 69期 川端 実

45 73期リレーエッセイ：弁護士1年目を終えて 井ノ上奈莉子

46 お薦めの一冊

『世界はシステムで動く いま起きていることの本質をつかむ考え方』 高橋梨紗

47 コーヒーブレイク：フルートの魅力 芥川詩門

50 会長声明

50 インフォメーション

入管収容問題

—知らないでは済まされない、入管収容下の人権侵害—

不法滞在と認定された外国籍の方々が、強制退去処分準備等のため、入管庁が管理する収容施設に収容されておられる点につきましては、既に御承知の方々も多いと存じます。ただこうした入管収容施設への収容が身体拘束であるにもかかわらず、同収容手続に際して、現状、司法審査が一切無いことや、また同施設内で、収容者に対する様々な人権侵害行為が頻発し、国連等からも厳しく批判されている点につきましては、御存じ無かったの方々も多いのではないのでしょうか。こうした現在の入管制度について規定する入管法につきましては、昨今、改正への動きもございます。そこで今般、当会外国人の権利に関する委員会の入管収容問題PTより、会員の皆様に、入管収容問題の現状について御伝えさせて頂きまして共に、あるべき入管法につきましても提言がなされましたので、御覧下さい。

LIBRA 編集会議 酒井 昌弘

CONTENTS

1 入管収容の問題 概観	2頁
2 国連・恣意的拘禁作業部会の入管収容に対する意見について	5頁
3 繰り返される死亡・暴行事件	
1 東日本入国管理センター内でのカメルーン国籍男性の死亡事件	7頁
2 ウィシユマさん死亡事件	9頁
3 大阪入管職員によるトルコ人に対する暴行事件で和解	11頁
4 中国人女性暴行事件	13頁
4 初めての入管事件	15頁
5 入管法改正の動きとあるべき入管制度	17頁

1

入管収容の問題 概観

外国人の権利に関する委員会 入管収容問題 PT 座長 東城 輝夫 (56 期)



近年、入管制度（本特集においては、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。以下、本特集において同じ）に基づく出入国及び在留管理制度のうち、外国人に対して適用されるものを指す）の問題をめぐる、数多くの報道が見られるようになった。

入管制度の問題は、入管法61条の7第1項にいうところの入国者収容所等（以下、一般的呼称に従い

「入管収容施設」という）における問題、すなわち外国人に対する長期間収容及び死亡・傷害事件などの問題もあれば、難民認定制度の問題などもあり、多岐にわたる。昨年春に「改正」入管法案の国会上程とその廃案などの動きがあったことは、記憶に新しい。

本特集は、主に入管収容施設における収容の問題に焦点をあて、会員間で入管収容に対する問題意識

が広く共有されることを目的とするものであるが、各論に先立ち、入管収容の問題を概観することとする。入管法上の根拠条文については、本特集第4章「初めての入管事件」を参照されたい。

前提として、本特集では、収容令書に基づく収容（入管法39条1項）及び退去強制令書に基づく収容（入管法52条5項）をまとめて「収容」という。

1 長期間の収容

外国人の権利に関する委員会で、入管収容の問題を過去から通覧する年表をとりまとめた（詳しくは以下のURLを参照されたい。https://www.toben.or.jp/know/iinkai/foreigner/news/post_17.html）。

この表からわかるとおり、入管における長期間収容は、古くから問題となっていた。

1953年には長期間の収容を覚悟した被収容者たちが釈放を要求したのに対し、多くの死傷者を出しながら当局が弾圧したことが記録されている。

収容期間の長短や仮放免許可（収容から解放する制度）の広狭などの実際は、その時々入管当局の方針で変わる。

近時は、法務省管警第43号平成30年2月28日法務省入国管理局長指示の前後から収容の長期化の傾向が顕著になり、2019年には長期間の収容に対して抗議する被収容者たちの大規模なハンガーストライキが起きた。この際、大村入国管理センターに収容されていたナイジェリア国籍の男性が餓死するという痛ましい事件も起きた。

長期間の収容をされている外国人がそれでも国籍国に帰国しない理由は一様ではないが、一つには、帰国すれば政府などから厳しい迫害を受けるおそれがあるため帰国できないにもかかわらず、難民不認定となっている者たちの存在がある。日本の著しく低い難民認定率には、国連難民高等弁務官も懸念を表明している。

このような長期間の収容を許しているのが、全件収容主義ともいわれる、入管法の収容に関する条文である。

入管法上の収容には、収容令書による収容と、退去強制令書に基づく収容があるが、いずれの収容につ

いても、要件として収容の必要性が明記されていないため、国は「全件収容主義」の見解を採っている。いずれの収容も、行政庁の内部手続のみで完結しており、司法審査は介在しない。収容期間は、前者は延長も含めて最大60日間、後者については法律上無期限の収容が可能となっている。現に、送還の目途がたたない被収容者を数年に亘って収容することも珍しくない。

収容からの解放手段として仮放免制度があるが、その判断権者は行政庁である主任審査官であり、判断基準も不明確である。

このような状況は、外国人の人身の自由に対する不必要な過度の制限であり、日本弁護士連合会も、2014年9月18日付「出入国管理における身体拘束制度の改善のための意見書」において、改正の必要性を詳述している。当会では、2019年3月5日付で「出入国管理及び難民認定法の収容に関連する規定の改正を求める意見書」を公表している。本特集で小川隆太郎委員が紹介するとおり、国連・恣意的拘禁作業部会も入管法の収容制度を自由権規約違反とする意見を公表するなど、入管法の収容制度は国際社会からも批判されている。

2 被収容者に対する暴力

前記の1953年の弾圧事件や、1997年の職員による暴行が原因と疑われる死亡事件など、被収容者に対する暴力も古くからある問題である（前記年表参照）。

国際社会からも懸念が表明されている。1998年11月19日には、国連自由権規約委員会が、被収容者に対する暴力などに関する申立てにつき懸念を有する旨の最終見解を採択し、2007年8月7日には、国連拷問禁止委員会が、入管収容施設内における暴行などに関し数々の申立てがあることを懸念する旨の勧告を出した。

近時、入管職員による被収容者に対する暴力について国に責任があったことを前提とする司法判断が、2件立て続けに示された（いずれも本特集で、弁護団員が詳しく紹介している）。

1つ目は、2017年7月12日、大阪入国管理局（現「大阪出入国在留管理局」）の職員らが、収容されていたトルコ国籍の男性に対して暴力を加えたとされる事件で、この事件の国家賠償請求訴訟（大阪地裁）で2020年9月29日、国が謝罪し、和解金を支払う和解が成立した。

2つ目は、2018年4月17日、東京入国管理局（現「東京出入国在留管理局」）の職員らが、収容されていた中国国籍の女性に対して暴力を加えた事件で、この事件で2020年12月3日、東京高裁は国賠法上違法な有形力の行使であると判示した。

3 繰り返される被収容者の死亡事件

入管収容施設においては古くから死亡事件が繰り返し発生しており、2010年以降だけでも10名以上の被収容者の死亡事件が確認できる（前記年表参照）。

前記の餓死事件や、昨年3月6日のスリランカ国籍のウィシュマ・サンダマリさん（当時33歳）の死亡事件のほかにも、自殺や、必要な医療を提供せずに放置したと疑われる事件などが繰り返し発生している（ウィシュマさんの事件、及び東日本入国管理センター内でのカメルーン国籍男性の死亡事件を、本特集で、弁護団員が詳しく紹介している）。

4 入管法改正の動き

2021年春、長期収容の問題を是正するなどの理由で、政府が入管法改正案を国会に上程した。

しかし、当該法案は、入管という行政庁内部の裁量による外国人の人権の制限をそのまま維持し、さらに、退去強制手続関連の罰則を多数創設し、難民申請者の強制送還を一部解禁するなど、対象となる外国人の権利を広汎に制限する一方、収容期間の上限設定、司法審査の導入、難民認定制度自体の適正化といった真に必要な改善はおしなべて見送っていた。

当該法案に対しては、当事者たちのみならず、多くの団体、著名人、学生、若者たちなどの市民もデモ、SNSなどで法案に反対する抗議の声を上げ、国連機関、国際人権法・憲法の研究者なども懸念を表明するなど、大きな反対運動が起きた。当会も、当該法案に対し、2021年3月8日付及び同年5月17日付の会長声明で反対を表明した。

これらの流れを受けて、5月18日、当該法案は事実上の廃案となった。

しかし、法務省・出入国在留管理庁（以下「入管庁」という）は再び入管法改正を企図している。

本特集を通じて、会員間で入管収容に対する問題意識が広く共有されることを願っている。

column コラム①

難民事件に挑戦する新人たち

入管における長期収容の問題で必ずといってよいほど話題になる制度のひとつに、難民認定制度がある。同制度は手続が特殊だが、要は客観的事実及び本人の供述から難民条約の「難民」の定義にあたることをどれだけ説得力をもって説明できるかであり、難民認定申請の支援は、弁護士がその事実認定能力及び書面作成能力を生かして関与することで難民として認定される可能性が高まる、非常にやりがいのあるプロボノ活動といえる。

なかなか挑戦しづらい分野ではあるが、ベテラン弁護士やNPO団体の熱心な研修等の成果もあってか（本特集第4章4(2)研修（17頁）参照）、難民事件の取扱いが初めてという弁護士や、登録年数が浅い弁護士でも、難民認定を得ることに成功している例が多く見られる。以下はほんの一例である。

- 幼少期より父親からDVを受け小学生の頃から始め2度の強制結婚をさせられた申請者（「特定の社会的集団の構成員」に属することを理由とする迫害、2018年に一次申請し2020年12月に認定、弁護士は着手時において弁護士登録後1年目）
- 南スーダンの現政権に批判的な政治活動を理由とする迫害を受けた申請者（「政治的意見」を理由とする迫害、2020年9月に2回目の一次申請をし2021年12月に認定、弁護士は着手時において弁護士登録後1年目）
- 中国において政府から禁止された少数民族言語の教育事業に参加したところ拘束・暴行を受けた少数民族出身の申請者（「人種」を理由とする迫害、2017年に一次申請し2020年6月に認定、弁護士は着手時において難民事件取扱いは初めて）

文責：宮城 知佳（外国人の権利に関する委員会委員 入管収容問題PT）

国連・恣意的拘禁作業部会の 入管収容に対する意見について

外国人の権利に関する委員会委員 小川 隆太郎 (66 期)



1 国連・恣意的拘禁作業部会への 個人通報

(1) 国連・恣意的拘禁作業部会 (Working Group on Arbitrary Detention, 以下「WGAD」という) は、国連人権理事会に設置された特別手続の一つである。その任務は、国際人権基準に違反する恣意的拘禁に関しての事実調査、関係する政府に対する緊急アピール (Urgent Appeal) やコミュニケーション、個人通報に対する意見の採択公表、各国の状況調査を行う国別訪問 (Country Visit) などである。同じ特別手続の一つである特別報告者制度は1名の独立専門家が任務を担うのに対し、WGADでは5名の独立専門家がグループで任務を担う。

(2) このWGADへの個人通報制度を利用し、当職ら弁護士 (浦城知子会員、駒井知会会員ほか) が代理人となって、難民認定申請者2名 (以下「本件通報者ら」という) に対する入管収容について通報を行った。

2018年2月28日の入管の方針変更により仮放免の許可率が低下、収容期間の著しい長期化が起り、被収容者による大規模なハンガーストライキが実施された。その中で、ハンガーストライキで健康を害した被収容者を2週間のみ仮放免し、収容施設外で体力を回復させた上で2週間経過後に再収容するという異常な取り扱いが行われるようになった。もちろん全件収容主義に基づく無期限一律収容自体が問題であるが、この「2週間仮放免」は、収容の必要性・比例性・合理性がないことを入管自身が認めているに等しく、また、水中で溺れている人

に一瞬だけ空気を吸わせてまた水に沈ませるようなやり方であって、非人道性が際立っていた。

事実、本件通報者も長期収容と2週間仮放免によって精神的・身体的にボロボロにされた。他の収容者複数名について仮放免不許可の違法性を問う裁判が提起されたことはあったものの、いずれの判決においても裁判所は、被収容者らが受けている人権侵害に向き合わず、入管に強大な裁量を認める発想に凝り固まった判断を出してきており、本件通報者についても裁判所では意味ある判断が何ら期待できないことから、国連に助けを求めることとした。

2 WGAD 意見書

WGADは、2020年9月25日に意見を公表し、本件通報者らに対する入管収容が市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約) 9条等に違反する恣意的拘禁であるとの見解を示した。日本政府に対し、本件通報者らに対する人権侵害状況の是正、適切な救済措置の付与、事実調査・責任追及、自由権規約の下で負う義務との整合性を確保するため入管法を見直すこと等を要請した*1*2。

着目されるべきポイントは、事例判断にとどまらず、法制度自体についての条約違反を指摘した点である。

第一に、日本の入管制度は、在留資格を持たない外国人に対して、退去強制令書が出されたことのみをもって一律に収容することを可能としており、収容の合理性、必要性及び比例性が法律上要求されておらず、代替措置の検討も求めている点で、収容を「例外的な最終手段」と位置付ける自由権規約9条1項 (恣意的な拘禁の禁止) に違反する (意見書パラ76, 90)。

* 1 : A/HRC/WGAD/2020/58

* 2 : 意見書の日本語訳は、日本の刑事・入管・精神医療における恣意的拘禁問題に分野横断で取り組むネットワーク組織「恣意的拘禁ネットワーク (Network Against Arbitrary Detention, NAAD)」のウェブサイト上で閲覧可能である (当職も参加)。https://naad.info/wgad_opinion20200925/

第二に、退去強制令書による入管収容については、法律上期限が定められていない無期限収容であるという点で、自由権規約9条1項（恣意的な拘禁の禁止）に違反する（意見書パラ79, 91）。

第三に、入管収容にあたって上記要件の該当性等につき遅滞なく司法審査を受ける機会が法律上保障されていない点において、自由権規約9条4項（自由を奪われた者が裁判所で救済を受ける権利）にも違反する（意見書パラ80, 81, 87～92）。

3 日本政府の反応その他

上記WGAD意見書に対して、2021年3月27日、日本政府は異議を申立てた*3。日本政府の主な主張は次のとおり。①入管法に請求又は職権により仮放免できる規定があり、実務においては個別の事情に基づき仮放免を許可している、②収容又は仮放免の可否に対して裁判所に行政訴訟を提起することができ、かつ、退去強制令書の発付処分を争う行政訴訟と共に収容執行停止を求める申立てもでき、仮放免の義務付け訴訟の提起もできる、③収容された者はいつでも主任審査官に仮放免を請求できる。

しかし、上記①について、日本の入管法で規定される仮放免は、「収容に耐えられない病気その他のやむを得ない事情のため、人道的配慮の観点から身柄の解放を相当とする場合に、出頭の確保及び逃亡の防止の担保として一定の条件を付した上で、一時的に身柄の解放を認める制度である」とされており（東京地判平成30年8月28日（判タ1472号149頁）、収容の例外として仮放免をするというのが判例上確立してしまっている。これは、自由権規約が収容を「例外的な最終手段」すなわち例外として規定していることとは真逆である。東京入管における仮放免不許可が約40%近くにのぼることからも、仮放免を収容の例外と位置付ける実務が確立している*4。仮放免の平均処理期間は60日程度、最長では216日掛かったケースもある*5。法的にも実務的にも仮放免は収容の

代替措置とはなりえず、前述3点の条約違反は何ら治癒されない。

上記②及び③の主張も、国際人権基準を正解しないものである。自由権規約9条4項は、「裁判所が」「遅滞なく」収容の適法性につき審査を行う法制度を求めている。この「裁判所」すなわち審査機関は司法府内の裁判所（例外的に、法定された特別裁判所）でなければならず、行政府及び立法府からの独立性が求められており、主任審査官の審査はこれを満たさない（自由権規約条約機関の一般的意見第35号・パラ45）。この「遅滞なく」は、通常数週間とされており、現状の実務慣行における日本の行政訴訟手続はこれを満たさない。仮放免の義務付訴訟の請求が認容された例は当職の知る限りでは存在しないし、収容の執行停止も、送還部分に限って一部停止するか、本案の判決言渡しまで判断されない例が多い。

日本は、WGADの意見を考慮し、自由を恣意的に奪われた者への賠償のために適切なステップを執るよう各国に要求する人権理事会決議の共同提案国である（国連人権理事会決議A/HRC/33/L.22, A/HRC/RES/33/30）。しかも現在、人権理事会の理事国でもある。にもかかわらず、上記異議申立てを行うのはダブルスタンダードも甚だしい。近頃、日本政府は人権外交と称して他国の人権問題に積極的に取り組む姿勢を見せているが、そうであればなおのこと、まずは自国内における人権状況を国際スタンダードに合致させるべきであろう。入管庁の提示する入管法改正案も上記条約違反の点を何ら是正するものではなく、問題の解決にはなっていない。

4 本件通報後の状況

当職らは、本年1月、本件通報の対象となった収容につき、自由権規約9条5項に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。裁判所においても、日本の入管収容が条約違反であることを明確にし、国際人権基準に則った入管制度となるよう改革を迫りたい。

* 3 : https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/05_00008.html

* 4 : https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2019/08/immig_qa19/

* 5 : 同上

1 東日本入国管理センター内でのカメルーン国籍男性の死亡事件

外国人の権利に関する委員会委員 入管収容問題 PT 浦城 知子 (59 期)

1 事件の概要

表題の事件は、現在、水戸地方裁判所において国家賠償請求事件が係属中であるが、昨年3月に名古屋入管で起きたスリランカ国籍女性の死亡事件と問題を同じくすることから、今回紹介させていただく。

2013年10月、カメルーン国籍の男性が成田空港から上陸しようとしたが、これが認められず、退去強制手続が開始され、収容令書による収容がなされた。その後、男性は難民認定申請を行ったが、同年11月25日に退去強制令書が発付され、東日本入国管理センターにおいて引き続き収容された。なお、男性は、同日通知された難民不認定処分に対して、翌日、異議申立て（当時）を行っていた。

男性は糖尿病等の持病があり、服薬しながら生活していた。2014年2月27日、男性は「1週間ほど前から胸が痛く、息をするのも苦しい」と訴え、心電図検査では心拍数112という頻脈が確認された。

同年3月15日、男性は「両足がひどく痛み、なにかに掴まないと歩けない」と職員に申し出たほか、翌16日には「約12日間足が痛く、夜も眠れない。めまいがする」と訴えた。

3月27日には、他の被収容者10数名が「彼を早く医者に診せろ」と抗議し、帰室を拒否するという出来事があった。男性は、自力歩行ができなかったことから、車椅子を用い、監視カメラのある個室に移され、「動静監視」が開始された。同日行われた庁内診療では、医師が「採血結果によっては紹介状必要か」と、血液検査の結果次第では外部病院での専門治療が必要となる可能性を示唆した。しかしながら、翌28日、カリウム等の異常値を示す血液検査の結果が出ていたにもかかわらず、この結果が医師に伝えられることはなかった。

3月29日未明から、男性は胸の痛みを訴えていた。午後7時過ぎからは、ベッドの上で体を反転させ、苦しみもがきながら「I'm dying（私は死にそうだ）」と声を発した。職員らは、男性の様子を見ても救急要請をせず、午後8時以降はベッドから落ちた男性を床の上に寝かせたままにした。男性は、床で転げ回っていたが、次第に動きが鈍くなり、翌30日午前3時頃からはほとんど動かなくなっていた。同日午前7時2分、入室した職員が、男性が心肺停止状態にあるのを発見し、救急要請を行って病院に搬送されたが、午前8時過ぎに死亡が確認された。

男性は、成田空港において収容され、入管収容施設を一度も出ることのないまま、難民不認定処分の異議申立手続中に亡くなったのである。

2 内部調査報告

男性の死亡後、2014年9月2日付で、入国管理局の内部調査により「東日本入国管理センターにおける被収容者死亡事案に関する報告書」が作成された。

同報告書は、入管職員らの対応について、「3月16日には、本件カメルーン人から具体的な体調不良の訴えと受診の申出が出されており、これを受けてなお早期の受診をさせずに3月27日まで待たせた対応については、当局の反省すべき点と言うべきである」、「早急な（血液）検査結果の受領を要請すべき症例であった」、「単に容態観察を続けたのみであったことも、対応として最良であったとは言えない」などと記した。その上で、改善すべき点として、①常勤医の確保に向けた努力の継続、②被収容者の受診の申出から受診までの手続・手順の見直し、③検査結果の迅速な回付を挙げた。

3 訴訟経過

本件については当会会員を中心に弁護士団が結成され、国賠訴訟を提起した。原告（遺族）の主張の骨子は、男性の死因は虚血性心疾患等による心不全であり、3月29日午後7時以降の男性の容態は明らかに異常だったのであるから、入管職員には救急搬送をしなかったという注意義務違反がある、というものである。

これに対し、被告国は、上記内部調査報告では職員らの対応に問題があったことを認めているにもかかわらず、全面的に責任を争っている。具体的には、男性の死因は不明であり、救急搬送したとしても救命可能性があったとはいえず、職員らは24時間体制で監視カメラによる動静監視をし、男性の体調に配慮しつつ処遇を行っていたのであるから何ら不適切な点はなく、注意義務違反はなかった等の主張をしている。

しかしながら、原告が証拠として提出した監視カメラ映像には、3月29日午後7時以降、男性が「I'm dying」と絶叫し、痛みに苦しみなが様子や、手足の自由がきかず立ち上がれない様子等が映っており、容態が誰の目から見ても異常であることは自明であった。

入管職員は時折男性の個室に来たが、緊迫感を感じられず、床に這いつくばっている男性に対して「スタンディング、スタンディング」と声を掛けたり、床の上に広げた毛布に転がって移動するよう「ローリング、ローリング」と声を掛けたりしていた。同日午後10時過ぎに血圧を測定した際は、88/50という低数値であったが、職員は「低いね」とつぶやいたのみで、救急搬送などの対応は取らなかった。

一般の感覚からすれば、このような男性の容態を見れば誰もが驚き、大丈夫かと声を掛け、救急車を呼ぶと思われるが、入管職員らは翌朝、心肺停止となっているのを発見するまで、約12時間も放置したのである。

4 入管収容の問題点

昨年3月に名古屋入管で起きたスリランカ国籍女性死亡事件（以下「名古屋入管事件」という）は、この2014年の死亡事件を彷彿とさせるものであり、入管が同事件を経ているながらもなお新たな死亡事件を防げなかったことに、弁護士団は愕然とした。いずれの事件においても、監視カメラ付きの個室に移されて24時間監視下に置かれており、本人が助けを求め、容態に異変を来しているのが外見上明らかなのにもかかわらず、職員らにおいては漫然と容態観察が続けられ、心肺停止に至って初めて119番通報がなされたのである。

上記名古屋入管事件についても、入管庁は、「第三者調査を行うべき」という世論に反して、内部調査を行った。そして、昨年12月21日付で発表された「改善策の取組状況」の内容は、「非常勤医師の増員」や「被収容者の健康状態等の情報共有体制の構築」など、ほとんどが医療面に関するものであった。しかしながら、上記のとおり、2014年事件においても内部調査が行われ、医療体制や職員の連絡体制の強化が改善策として挙げられたにもかかわらず、2021年の名古屋入管における惨事を防ぐことはできなかったのである。

この問題は、医師の形式的な増員や、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」（2022年1月14日付）の策定によって解決できるものではない。在留資格がない者を無期限、無条件に収容できる、被収容者の命運は全て入管の手中にある、という入管収容の構造そのものを変えなければならないことを、繰り返された悲劇は物語っているといえよう。

2 ウィシュマさん死亡事件

外国人の権利に関する委員会委員 入管収容問題 PT 駒井 知会 (60 期)



1 ウィシュマさんの死の経緯

2021年3月6日、名古屋出入国在留管理局（以下「名古屋入管」という）に収容されていたスリランカ国籍の女性ウィシュマ・サンダマリさん（以下「ウィシュマさん」という）が、命を落とした。享年33歳であった。

(1) 措置要領に反した収容

ウィシュマさんは、スリランカで教師をしており、インターナショナルスクール等で英語を教えるほか、ボランティアで子どもたちに勉強を教えていた。

昔から日本が好きだった彼女は、日本の子どもたちに英語を教える夢を叶えるべく、2017年6月、希望に胸膨らませて来日した。当初は語学学校の生徒として「留学」したが、何らかの理由で学校に通えなくなり、退学。2019年1月には在留資格を失って超過滞在状態になってしまう。彼女は、当時、同国出身の男性と同居していた。

2020年8月19日、ウィシュマさんは、自ら交番に出頭して助けを求めた。後に彼女は、同居相手の男性から暴力を振るわれていたと書き遺し、面会者にも伝えていた。そんな彼女を警察は逮捕し、翌日から名古屋入管の収容施設における収容が始まった。

ウィシュマさんが、収容された当初、DV被害を入管職員に伝えていなかったとは考えにくい。入管の内規である「DV事案に関する措置要領」によれば、DV被害者は配慮を以て扱われ、原則として収容しないで手続を進めるようにと定められている。それにもかかわらず名古屋入管は、2020年8月21日にウィシュマさんに対して退去強制令書を発付し、以降、ウィシュマさんは「無期限収容」された。入管庁の報告書によれば、名古屋入管の職員は「そもそも措置要領の存在や内容等を認識しておらず、その

ため、措置要領に基づくA氏（ウィシュマさん）の事情聴取や局内での情報共有を行わなかった」。ここで「保護」に舵が切られていたら、ウィシュマさんは33歳で最期を迎えることはなかったはずだ。

(2) 体調の悪化から死亡まで

収容された当初、ウィシュマさんは、帰国を望んでいたという。しかし、コロナ禍でスリランカへの定期便はなく国費送還の見通しが立たない状態が続いた。にもかかわらず、名古屋入管は漫然とウィシュマさんの収容を続けた。

収容されていたウィシュマさんのもとに、元同居相手の男性から2通の手紙が届いた（いずれも消印は2020年10月）。うち1通にはこう書かれている。「このやろう。あなた来るまで 私の 家族待ってる。…あんた探して罰やる。…くそったれ。スリランカに行ってみて。あなた来るまで皆待ってる。」（原本はローマ字）

2020年12月頃から、面会ボランティアの人々がウィシュマさんの面会に訪れるようになる。ウィシュマさんから、DVを受けてきたつらさ、収容生活の困難さ、帰国への恐怖を聞いたボランティアらは、仮放免許可申請のサポートをすることに決めた。そして、ボランティアのひとりが自宅に彼女を引き取るため、寝室も生活の場も用意した。2021年1月4日、最初の仮放免許可申請が受理される。

その前後から、ウィシュマさんの体調は顕著な悪化を見せた。吐き気・嘔吐、食欲不振、身体のしびれ等を訴えるようになった。2月上旬以降、トイレやシャワーも介護を要するようになった。支援者との面会の際は、車椅子に乗り嘔吐用のバケツを抱えて面会室に現れ、面会の最中にも繰り返し嘔吐するようになった。食べても吐いてしまう、飲んでも吐いてしまうという苦しみの中で彼女の心身は衰弱していく。

2021年2月15日に、決定的な数値が尿検査の結果に表れる。「ケトン体3+」。これは「生体が飢餓状態にあること」を示唆する。名古屋入管は当然この検査結果を把握していたが、何らの対応もとらなかった。もちろん本人も支援者も、点滴を打ってほしいと求めていたが、再検査はおろか点滴一本打ってもらえなかった。彼女の体調は悪化の一途を辿ったが、同年2月15日に決定的な尿検査の数値が出て以降、彼女が外部病院に運ばれたのは、同年3月4日の精神科受診の一度きりであった。

上記の尿検査の数値が出た翌16日、仮放免許可申請に対する不許可決定が出された。同年2月22日には、2度目の仮放免許可申請がなされたが、ウィシュマさんがその結果を生きて聞く日は来なかった。

(3) 医療の代わりに与えられた虐待

殆ど動けなくなったウィシュマさんに対する「虐待」は、入管庁の報告書や遺族に開示された一部映像だけからも明らかとなっている。

亡くなる8日前、ベッドから誤って落ちた彼女は、自力ではベッドに戻れず、「寒い」「寒い」と助けを求めたが、3時間近くベッドに戻されることなく2月の冷たい床に横臥させられた。

亡くなる5日前には、カフェオレを飲み込めず鼻から出してしまった彼女に対して職員が「鼻から牛乳や」と嘲笑した。

亡くなる3日前の映像では、口に含んだものを吐いてしまうにもかかわらず、吐いても吐いても次々と職員によって口に食べ物を含まされる彼女の姿が、見る者を戦慄させた。

亡くなる前日には、何が食べたいのかと尋ねられた彼女が、単語を口にするこす難しくなっていたのであろう、「ア…」か「アロ…」と発語すると、職員が「アロンアルファ？」と聞き返す場面すらあった。

このようにウィシュマさんは、「医療」から隔絶された状況下で、「虐待」されながら死ぬことを余儀なくされたのであった。2020年8月の収容開始時から2021年3月の司法解剖時まで、その体重は21.5kg減少していた。

2 ウィシュマさんの死に関する真相解明について

2021年5月1日、ウィシュマさんの妹さんたちが姉の死の真実を知るため来日し、同月16日の葬儀に参列した。彼女たちは、ウィシュマさんの最期の日々（約2週間分）の監視カメラ映像及び医療文書の引渡しを入管庁に求めたが、入管庁はいずれも拒んだ。妹さんたちの真摯な声に市民も呼応して、全国でデモや街頭アピール・署名活動等、彼女の死の真相解明・監視カメラ映像開示を求める動きが広がったが、法務省及び入管庁はいわゆる「内部調査」を行ったと主張するばかりで、現在に至るまで死因ひとつ特定していない。同年8月12日、妹さんたちは、入管庁の建物で、弁護士の立ち会いを拒絶されるなか、映像の一部の視聴を許されたが、彼女たちが求める映像全てのデータの引渡しは実現していない。同年12月には一部国会議員に映像の一部が開示されたが、妹さんたちは、同映像を日本市民と共有することを望んでいる。

同年11月9日には、妹さんたちは、名古屋入管の当時の局長をはじめとする職員らを「殺人罪」で起訴するよう求める告訴状を提出し、同月30日に告訴状は受理された。現在、証拠保全の手続が進み、国家賠償請求訴訟の提起も準備中である。

ウィシュマさんの真相解明への道のりは、まだ始まったばかりだ。国際人権法に明らかに反する日本の入管収容による犠牲者は、死者を含め多数にのぼる。「遵法」を入管収容制度に求める私たちの活動は、ウィシュマさんの命を繋ぐことに間に合わなかった。そのことを彼女に心の底から詫びながら、その死を決して無駄にはしない。ウィシュマさんを最後の犠牲者にするために。その思いで、市民と弁護士の懸命の活動は、今日も続いている。

(※注：上記は2022年1月14日時点の情報に基づいている。なお、ウィシュマさんの妹さんたちは、2022年3月4日付で国家賠償請求訴訟を提起した。)

3 大阪入管職員によるトルコ人に対する暴行事件で和解

大阪弁護士会会員 中井 雅人 (68 期)



1 本件訴訟の概要

本件は、大阪入国管理局（現「大阪出入国在留管理局」）。以下「大阪入管」）に収容されていたトルコ国籍の男性が、2017年7月12日に大阪入管の職員らから、①単独室から保護室（被収容者からは「懲罰室」と呼ばれることが多い）に移動させられ、②「制圧」と称する暴行を受けたことにより、右肩の骨折・右肘の捻挫等の負傷をし、③後ろ手で手錠をかけられた状態で放置された上、速やかに病院に搬送されず、④その後継続する収容中も正当な理由なく適切なりハビリ治療を受けられなかったことなどについて、慰謝料等の損害賠償を求め、2018年5月29日、大阪地裁に国家賠償請求訴訟を起こした事件である（平成30年（ワ）第4683号）。

本件訴訟は、2020年7月31日の第13回口頭弁論期日で結審し、同年9月29日の和解期日において以下のとおり和解が成立した。

2 本件和解の内容

和解の内容は、以下のとおりである。

「当裁判所は、本件が、大阪入国管理局（当時）の職員による制圧行為により被収容者であった原告が右上腕骨近位部を骨折等するという結果が生じている事案であることに鑑み、当事者双方に和解勧告したところ、被告（大阪出入国在留管理局長）は、本件の事案を重く受け止め、原告に対して謝罪するとともに、同局収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努めることを確認し、当事者間に次のとおり和解が成立した。

1 被告は、原告に対し、本件和解金として、300

万円の支払義務があることを認める。

2～5 （省略）」

3 本件和解の意義

本件和解は、被告が原告に対し、金銭的な支払いを約束するのみならず、大阪出入国在留管理局長が本件事案を重く受け止めて謝罪したこと、同局収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努めることを約束したという点において、画期的であるといえる。

この和解の内容は、原告自身が受けた被害の回復のみならず、現在も収容場に収容されている者に対する再発防止をも求めて本件提訴を決意した原告の想いにも沿うものとなっている。そのため、原告は、金銭の支払いを命じることしかできない判決ではなく、和解によって、本件の解決を図ることを決断した。

判決ではなく、和解によって本件訴訟が終了したため、裁判所が上記①～④の違法性を明確に判断することはなかった。しかし、和解金の金額が過去の類似事例に比べれば相当高額であること、「骨折等するという結果」について大阪出入国在留管理局長が謝罪等をするという文言が盛り込まれたことから、少なくとも上記②については違法行為であることが前提の和解だと解するのが相当である（①③④が違法であることも排除されていない）。

4 今後の課題と期待

本件には、残された課題がある。すなわち、和解金の金額の根拠につき、裁判所からは原告の後遺障害の存在が示唆されたものの、原告の主張どおりの後遺障害等級を前提とした水準ではない。

後遺障害逸失利益等の計算においても、日本人と同様の賃金を前提とした額ではなく、トルコを基準として割り引かれた計算がなされた。外国人を被害者とする逸失利益の計算方法については最三小平成9年1月28日民集51巻1号78頁に従ったものと考えられる。前記最判そのものが問題であるが、公権力が権利侵害の主体である本件においては前記最判の射程が及ばないとする解釈は十分成り立つ。入管職員らによって重大な被害を受け、日本で暮らす原告に対し、日本人と同様の賃金を前提とした後遺障害逸失利益等の計算がなされなかったことは、権利救済の観点から不十分と言わざるを得ない。

また、大阪出入国在留管理局長が謝罪をしたこと、「収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努める」ことを約束したことも評価できるが、再発防止の内容が抽象的な文言に留まったのは残念である。弁護団は、和解協議に際して、入管職員に対して人権研修を実施するなど、より具体的な再発防止策を明記することを求めてきたが、被告はこれを受け入れなかった。本件事件以降も大阪入管を含め全国の入管収容場において、「制圧」と称する暴行事件が後を絶たない。本件において、「収容場に収容されている者の人権を尊重しつつ、より一層適正な処遇を行うよう努める」という約束をした以上、被告が再発防止に向けた具体的な取り組みを行うことは必要不可欠である。本件訴訟において、原告は、一貫して、「入管にはもう二度とこんな事件を起こさないで欲しい」と述べてきた。原告の想いが裏切られることのないよう、入管職員に対して人権研修を実施するなど、より具体的な再発防止策を実施することを強く望む。

そして、本件は、証拠保全の第1回検証期日において、大阪入管（検証場所）で上映された監視カメラの映像の一部を裁判所が撮影（保全）することができた稀有な例であった。証拠保全の制度趣旨からして、当然のことであり、本来稀有な例であってはならない。しかし通常、入管は、違法な制圧行為等があったことを理由に裁判所による証拠保全手続が行われた場合、保全対象である監視カメラの映像

や書類をなかなか提示しない（数時間待たせるのも普通である）。上映をしたとしても、動画の任意提出はせず、静止画の提出のみ応じるのが当局の原則的な対応となっている（実際、当職が本件以降に担当した大阪入管でのペルー人に対する暴行事件及び名古屋入管でのスリランカ人死亡事件の証拠保全では、入管のこのような対応を経験した）。しかし、真に再発防止をするのであれば、入管にとって都合が悪いと思われる証拠も速やかに開示するという姿勢を徹底させるべきである。本件でも、一部とはいえ映像（音声を含む）を早期に入手することができていたが故に、事件の全貌を早期に把握し、同時に詳細な検討をすることもできた。

被収容者は人間である。必要なのは、「隔離」や「制圧」などの「暴力」ではなく、「言葉」、コミュニケーションを尽くすことである。そもそも、こうした苛烈な事件を生み出す不必要・不相当な「収容」をやめなければならない。そして、「収容」を含めた密室の人権侵害を裁判所等の第三者機関が監視しなければならないことは本件からも明らかである。本件和解が入管を変える契機となることを望む。

弁護団は、空野佳弘・乾彰夫・山中有里・馬場圭吾・清水亮宏・中井雅人（いずれも大阪弁護士会）。

ご参考

拙稿「入管における証拠保全の問題—大阪入管におけるトルコ人暴行事件を例に」『青年法律家』NO579 2019.5.25

拙稿「入管における証拠保全の問題～大阪入管におけるふたつの暴行事件を例に～」『青年法律家』NO592 2020.6.25

弁護団声明や和解報道など

<https://www.ak-osaka.org/%e5%85%a5%e7%ae%a1%e5%95%8f%e9%a1%8c/16410/>

4 中国人女性暴行事件

会員 奈良 泰明 (70 期)

1 はじめに

本稿では、私が代理人の一人として関わった、東京入国管理局（当時）に收容中の中国人女性（以下「Aさん」という）が入管職員から暴行を受けたことに対する国家賠償請求事件について、紹介する。

事案の概要は、以下のとおりである。

- (1) Aさんは、2017年7月19日から東京入国管理局に收容されており、2018年3月20日に3回目の仮放免許可申請をしたが、同年4月16日に不許可処分がされた。
- (2) Aさんは、2018年4月17日、入管職員らから暴行を受け、中国に強制送還された。
- (3) 上記(1)の不許可処分通知は、同月18日、代理人弁護士事務所に到達した。
- (4) 強制送還後にAさんから国際電話で聴取した上記(2)当時の状況は、以下のとおりである。

Aさんは、椎間板ヘルニアを患っていて、腰、首、右腕に痛みが生じており、1日3回薬を飲んでおり、定期的に通院もしていた。2018年4月17日は通院予定日だったので、入管職員から名前を呼ばれたときは病院に連れて行かれると思った。ところが、いつも担当している職員とは違う職員が呼びにきて、別の部屋に連れて行かれた。その職員に「体の調子悪いですか」と聞かれたので「体調はよくない」と答えたところ、7～8人くらいの職員が入ってきて、職員2人に両側から両脇を掴まれ、さらに別の部屋に連れて行かれた。別の職員がビデオ撮影をしていた。連れて行かれた部屋で、「あなたは今日から強制送還になる。あなたの弁護士は何もしていない」と言われ、Aさんは、突然のことにショックを受けて放心状態にもなっていたが、職員らは、Aさんを無理矢理うつ伏せにした。職員らはAさんに対して「言うことを聞き

なさい」等と言った。Aさんはショックを受けており、その他に言われたことは覚えていない。Aさんは、しばらくの間ブルーシートの上でうつ伏せのまま抑え込まれ、職員から「言うことを聞かないとずっとそのままだ」と言われた。その後、女性職員らによって強制的に着替えをさせられたうえで、手錠をかけられた。そして2人の職員に両脇に手を差し入れられた状態で引きずられるようにして駐車場まで連れて行かれた。そのままワゴン車に乗せられ、空港に連れて行かれ、北京までの直行便に乗せられ強制送還された。

Aさんは、強制送還される際、入管職員から「弁護士は仮放免許可申請をしていない」と虚偽の事実を言われてショックを受けたという。さらには、代理人弁護士が仮放免不許可の通知を受け取った時点で、すでにAさんは強制送還されていた。このような入管のやり方は、Aさんを絶望させたうえで代理人弁護士の知らないうちに強制送還するという極めて悪質なものであった。

私は2018年当時、弁護士1年目の「いわゆるイソ弁」として、先輩弁護士の方々と共同受任させてもらうことによって、様々な事件処理等を学んでいた。そして、Aさんの仮放免許可申請の代理人をしていた萱野一樹弁護士（第二東京弁護士会）から誘われ、2018年9月18日、東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起した。

2 第1審における被告(国側・入管)の反論

(1) 証拠提出されたビデオ映像

裁判では、Aさんが強制送還された2018年4月17日の入管職員による「制圧場面」のビデオ映像が証拠提出された。



国側から証拠提出されたビデオ映像(モザイク加工は国側による)の静止画

そこには、Aさんから聞き取った内容どおりの映像が記録されていた。Aさんが4人がかりで押さえ込まれ、そして、床にうつ伏せに押しつけられ、「痛い痛い」と苦痛を必死に訴える無抵抗のAさんの姿が生々しく映されていた。

(2) 「故意に」「体を脱力させ」ての抵抗?

ところが、国側は、上記場面について、以下のよう主張を展開した。

「Aさんは、無言のまま体を脱力させ、故意に床に崩れ落ちようとするなどしており、Aさんが強制送還を忌避するべく抵抗をしていたものと認められ、かかるAさんの動静に鑑みれば、Aさんが周囲の入国警備官に危害を加える具体的な危険があったと認められる」

Aさん本人の許可を得て、本稿に画像を掲載する。この場面について、国側は、「Aさんが、体を脱力させて抵抗している」と説明したのである。しかしながら、Aさんは椎間板ヘルニアの持病に苦しむ54歳の女性であり、警備官らに物理的抵抗などできるわけはなく、この画像を見て、「Aさんが抵抗している」とか「Aさんが周囲に危害を加える危険があった」と考える者は誰もいないと思う。

ところが、第1審判決は、驚くべきことに、国の主張をそのまま認め、請求を棄却した(2019年7月19日言渡)。当然、私たちは、控訴した。

3 控訴審における逆転勝訴 (2020年12月3日判決言渡)

控訴審の途中から加わった新人の土田元哉会員により、上記暴行行為の違法性に関しより緻密かつ精緻な主張が展開された。

その甲斐もあり、私たちの主張が全て認められたわけではないものの、控訴審判決は「Aさんに対する入管職員らの制圧行為」を「自分の言うとおりに行動しない控訴人に対し、痛がっている右手首をさらに痛めつけることによって自分の言うとおりに従わせようとするものといわざるを得ず、およそ、自傷他害の抑止等の目的達成のための必要かつ相当な範囲のものであるなどということとはできない」と評価し、国賠法1条1項の適用上違法な有形力の行使と認め、11万円の賠償を国に命じた。

4 最後に

私は、Aさんとは強制送還後に電話で少しだけ会話しただけであるが、控訴審判決の結果にはAさんも大変よろこんでいたと聞いた。

本件判決が出た当時、入管職員の違法な暴力に対する抑止力としての意味もあるのではないかと期待した。しかしその後も、入管職員による被収容者に対する暴行・傷害事件は多発しており、入管に自浄能力は全くないといわざるを得ない。

column コラム②

お薦めの一冊 出張編

『ルポ 入管—絶望の外国人収容施設』 平野雄吾 著 筑摩書房 2020年

入管収容の問題について、また別の切り口で知りたいと思ったら、上記の書籍を読むことをおすすめする。

母国から命辛辛逃げてきたものの入管収容施設でも尊厳を踏み躪られる当事者らの証言や、入管の制度運用の実態が、記者ならではの入念な取材により明らかにされている。

この国で「外国人」と呼ばれる者たちが、殴られれば痛みを感じ、虐げられれば屈辱を感じる「人」とあるという当たり前のことを、再認識させられる。

文責：宮城 知佳（外国人の権利に関する委員会委員 入管収容問題PT）

4

初めての入管事件

外国人の権利に関する委員会委員 入管収容問題 PT 宮城 知佳 (71 期)



1 入管手続を知っておく意義

国境を越えた人の行き来が活発になっている現代社会においては、入管法の適用を受ける外国人は年々増加している。離婚や労働の相談に来ていた者が、実は在留資格の更新等の手続を失念し又は知らなかったために非正規滞在状態となっているということも十分にあり得るし、本国の情勢からすれば難民認定申請をすることが適切なケースもある。

そこで、本稿では、入管事件のなかでも特に、入管法上の収容・退去強制及び難民に関する事件について、入管事件を普段取り扱っていない弁護士が意図せず取り扱うことになった場合に備えて読んでほしい内容を紹介することにした。紙幅の関係上、網羅的な説明はできず、難民認定制度についても、参考書籍や研修の紹介にとどめているため（後述4参照）、具体的な事件処理にあたっては条文や後述する参考文献にあたって詳細を確認してほしい。本稿が検討の端緒となれば幸いである。

以下で摘示する条文は、特段の記載がない限り入管法の条文を指す。

2 「外国人」とは

「外国人」とは、日本法上、端的には日本国籍を持たない者のことである（2条2号、国籍法4条1項、同法1条、同法2条各号）。入管法では、①全ての入（外国人だけでなく国民も含む）の出入国のほか、②国内に在留する全ての外国人の在留管理、及び③難民認定手続の整備を目的としており（1条）、日本国籍を持たない者はすべからず、入管法上「外国人」として適用を受けるということになる。

なお、無国籍者すなわち日本のみならずどの国の

国籍・市民権も持たない者の地位も重要かつ重大なテーマであるが、本稿では紙幅の関係上、日本国籍を持っておらず他国の市民権を有する者を想定して論ずる。

3 入管収容・退去命令に関する事件

(1) 収容や退去強制手続の流れ

入管が、ある外国人について退去強制事由（24条各号）に該当すると思料してから退去強制までの手続の概観を示すと、以下のようになる。

- ①入国警備官による違反調査で、退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があると判断し、収容令書発付（39条1項）
- ②入国審査官による違反調査（45条1項）で、退去強制事由に該当と認定
- ③（3日以内に口頭審理請求をした場合）特別審理官による口頭審理（48条1項）
- ④（3日以内に異議の申出をした場合）法務大臣による退去強制事由の存否に関する裁決（49条3項）又は在留特別許可（50条1項各号）

入管法上の収容には2種類ある。上記①の収容令書に基づく収容と（収容期間は最大60日間。41条1項）、退去強制令書に基づく収容である（期間上限の規定はない。52条5項）。

上記②において入国審査官が退去強制事由に該当すると認定し当該外国人がこの認定に対して口頭審理請求をしなかった場合や、上記③において特別審理官が②の認定に誤りなしと判断しこれに対して当該外国人が異議の申出をしなかった場合、及び上記④において法務大臣が異議の申出に理由なしと判断

しかつ在留特別許可を出さなかった場合に、退去強制令書が発付される。

上記から明らかなとおり、違反調査から退去強制令書発付までの間の判断主体は、全て行政庁である。このように、入管は何らの司法審査も経ることなく外国人の収容及び退去強制手続を行うことが可能である。多くの弁護士は、国家が身体を自由を制限するためには司法審査が必須であるという正常な感覚を持っていると思われるが、こと入管収容においてはこのような感覚は裏切られるため、注意が必要である。

上記のどの段階にあるのかについて、本人（又は相談にきた支援者等）が把握していないことも多い。入管の担当部署に問い合わせるのが確実だが、相談段階では、入管から交付された書類の名称や収容開始時期、収容されている施設の場所、インタビューの回数等を聴取することで推測する。

(2) 弁護士がなしうる活動

ア 退去強制を防ぐための活動

上記①～③において、それぞれ当該外国人に対する取調べやインタビューが行われる。このうち代理人による立会いや証拠提出が明文で認められているのは、③の口頭審理のみである（48条5項が準用する10条3項）。

上記④の段階で、退去強制事由はあるが在留を特別に許可すべき事情があるとして特別に在留が許可されることもある（在留特別許可。50条1項各号）。見込みがありそうな事案では、本人から事情を聴取し主張立証の準備をしておく。50条1項1～3号に該当しない場合は4号の「その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき」にあたると主張することになるが、同文言は曖昧であるため、法務省のウェブサイトで公表されている「在留特別許可に係るガイドライン」及び「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」を参照する。

明文の規定はないが、退去強制令書発付後に事情変更があったこと等を理由に同書発付処分の撤回を求めるために再審申出（再審情願とも呼ばれる）という手段もある。

イ 収容から解放するための活動

収容令書や退去強制令書が発付された場合、収容による身体拘束から解放するためには、上記アと並行して仮放免許可申請をする（54条1項）。同申請は、収容令書発付段階及び退去強制令書発付段階のいずれにおいても、何度でも可能である。特に退去強制令書に基づく収容を受けた場合の仮放免については、何度かの申請を経て許可されることも珍しくない。提出書類として、申請理由書、身元保証人の身元保証書、本人及び身元保証人の誓約書のほか提出書類が定められている。身元保証書と誓約書の書式は入管のウェブサイトから入手できる。申請理由書には、仮放免をすべき理由を説得的に記載する必要がある。仮放免の要件は法定されていないが（もはやこのこと自体が重大な問題といえる）、裁判例や条約を足掛かりとして、仮放免をする必要性（病気の治療の必要性、年齢、養育すべき子の存在、すでに収容が長期化していること等）及び許容性（身元保証人や家族等との関係又は在留特別許可が見込まれる事案であることなどから、逃亡のおそれがないこと）を記載する。また、入管内部においてもこれまでに、一定の社会的脆弱性が認められる外国人について配慮を求める事務連絡が出されており、これらを援用することは非常に有用である。

仮放免を含む入管法上の処分は行政不服審査法に基づく審査請求の適用除外であり（行服法7条1項10号）、かつ入管法上も仮放免不許可処分に対する不服申立制度は規定されていない。このため、仮放免不許可処分を争うためには行政訴訟を提起するしかない。仮放免許可申請不許可処分の取消しの訴え及び仮放免許可処分の義務付けの訴えを併合提起することが多い。

4 参考書籍、相談先、研修、など

(1) 参考になる書籍、記事

- ①「外国人事件ビギナーズ ver.2」外国人ローヤリングネットワーク編（現代人文社）
- ②「〔新版〕詳説 入管法の実務—入管法令・内部

審査基準・実務運用・裁判例—」山脇康嗣著（新日本法規）

- ③「入管訴訟マニュアル [第2版]」東京弁護士会 外国人の権利に関する委員会行政訴訟研究部会（現代人文社）
- ④「難民認定実務マニュアル [第2版]」日本弁護士連合会人権擁護委員会編（現代人文社）
- ⑤「難民認定基準ハンドブック— 難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き—（改訂版）」国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所編集・発行（※UNHCRのウェブサイトからも入手可能）
- ⑥LIBRA2008年4月号特集「初めての外国人事件」
- ⑦LIBRA2013年5月号特集「外国人の人権“最前線”」

(2) 研修

外国人事件全般について、日弁連の動画研修「難民認定に関する連続講座」（全5回）や、外国人ローヤリングネットワーク（通称「LNF」）主催の勉強会が充実している。難民事件については、特定非営利活動法人難民支援協会（通称「JAR」）が、年に1回、弁護士向けの研修を実施している。

(3) 相談先

LNFのメーリングリストで、入管収容・難民事件を含む渉外事件に関して質問をしたり、過去の質問回答の閲覧をしたりすることができる（要会員登録・有料）。

また当会では、約1か月に1回の頻度で、外国人法律相談担当者が東弁の法律相談で受けた相談についての事例検討会を実施している。東弁会員であれば、外国人法律相談担当者として登録されていなくとも、持ち込み事例について質問・相談することが可能である（参加にあたっては会員マイページにおいて事前登録が必要）。

難民事件については、全国難民弁護団連絡会議（通称「全難連」）のメーリングリストで質問をしたり、会員ページから出身国情報に関する資料を閲覧したりすることができる（要会員登録・有料）。

難民研究フォーラムという研究機関も、出身国情報の提供とクエリーサービス（調査依頼）を提供している。詳しくは、難民研究フォーラムのウェブサイト参照されたい。

5

入管法改正の動きとあるべき入管制度

外国人の権利に関する委員会副委員長 高橋 済 (67期)



1 序

2021年2月19日、政府は、入管法改正案（以下「政府案」という）を閣議決定し、国会（衆議院）に提出した。このような中、3月6日、名古屋入管で収容されていたスリランカ国籍のウィシュマ・サンダ

マリさんが亡くなった。これを機に、相次ぐ収容中の死亡事件の根本的な原因である現在の収容制度を維持・強化しうる政府案に対し、反対運動が拡大し、ついには、5月18日、政府は事実上の廃案を表明するに至った。

その後、2022年の通常国会においても改正案の

再提出がなされると見込まれていたが、政府はこれを断念した。しかし、秋の臨時国会にも上記法案は提出される見込みである。

2 政府案の問題性

(1) 難民申請中の強制送還の解禁（送還停止効の例外）

政府案の問題の一つは、難民「申請中」の強制送還を可能とすることである。

いくつかの前提について述べると、「難民」とは、強制送還された場合に、本国の国家権力などによって、政治的な意見などを理由として、生命・身体などに重大な危害を被る可能性のある人のことをいうが、その判断が出るまでの間は強制送還されない（難民申請中の強制送還の禁止（送還停止効：難民の地位に関する1951年の条約の第33条1項（ノン・ルフールマン原則）に基づき制定された、入管法61条の2の6第3項））。

これにつき、政府は、一定の犯罪歴がある場合、3回目の場合などの難民申請については、判断が出る前に迫害の主体たる本国に強制送還できるように改正しようとした。

(2) 監理措置制度

さらに、政府案では、現行の全件収容主義、無期限収容、無令状収容制度を維持しながら、「新たな身体解放制度」である「監理措置制度」を導入しようとし、政府はこれを収容問題解決の有効な手段であるかのように宣伝した。

3 各地の弁護士の声

このような政府案に対し、当会は会長声明において反対意見を表明し、またこの分野に実務として携わっていない弁護士も含む全国各地の弁護士が、上記の法案に反対の声を挙げた。これが廃案運動を勢いづけたのである。

4 本来、あるべき入管制度とは何か？

この問題の本質は、在留資格のない人（外国人）も私たちと同じ「人」である、という認識・価値の転換ができるか？という点にある。国外で在留資格を失っても「あなた」が「あなた」であることに寸分も違いもないことと同様である。

この前提に立ち、入管法の収容・送還制度は以下のように再構築されるべきである。

①本国へ強制送還された場合に命を落とすおそれのある人が、適切に難民認定される制度・運用が必要である（独立した難民認定機関の設立等）。「人」がそのような危険のある場所に強制送還され命を落とすような事態を、国家の制度として容認するべきではない。

また、②日本において家族で長年平穏に暮らしてきた人たちが日本で生まれ育った子どもたちが、（事実上の）「自国」である日本から強制送還されない制度・運用が必要である（在留特別許可の要件の具体化、比例原則の導入）。

さらに、③その収容（身体拘束）については、「人」を収容（身体拘束）するのであるから、その収容の必要性があるのかが問われなければならない。具体的には、身体拘束しなければ強制送還までの間に逃亡してしまうおそれが具体的に認められる場合に限り、強制送還の準備時間として必要な最小限度の期間（収容期間の上限の導入）、裁判所の判断をもって（「事前の」司法審査の導入）、身体拘束がはじめて認められるような仕組みに法制度を変えることが必要なのである。

在留資格のない人を、私たちと同様の「人」（個人）として、制度設計をしていく視点が必要であり、「日本人」と呼ばれる多数派にこそ、そのような価値（認識）の転換が求められている。

第36回 東京弁護士会人権賞 受賞

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 代表理事 鳥井一平さん

2021年度人権賞を受賞された「移住者と連帯する全国ネットワーク」の鳥井一平代表理事に、外国にルーツを有する本邦在住の方々へ長年支援を行ってきたこれまでの活動内容や、本邦における外国籍労働者の歴史、多文化共生のありかたについてのお考え等をお伺いしました。

聞き手・構成：酒井 昌弘、小峯 健介
(2021年12月22日 インタビュー実施)



プロフィール◆1997年発足。2015年のNPO法人化を経て、24年間にわたり在日外国人の人権保障のために活動を続けてきた。移民・難民・移民ルーツを持つ人々の声が政治に届けられるための媒介組織としての役割を果たすとともに、医療、女性、労働（技能実習生を含む）、人身売買、在留資格、貧困、非正規滞在者などの各分野で未知の領域を切り開き、社会問題化することにも成功している。

—— 人権賞の受賞、おめでとうございます。
ありがとうございます。

—— 特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（以下、「移住連」）の活動を始められたきっかけについて、教えてください。

私は元々、全統一労働組合という個人加盟の労働組合で専従者（オルグ）をしておりました。

—— 個人加盟の労働組合ですか。

1970年にできた中小零細企業で働く労働者のための労働組合です。労働者が個人で加入できるという趣旨で結成されました。1990年、私は、あるガーナ出身の工場労働者から、残業代が出ていないのだから何とかならないか、という相談を受けました。本人は末期癌で帰国しましたが、当組合が関与し、未払賃金を勝ち取りました。

—— その後、外国籍労働者の方から相談を受けるようになったのですね。

はい。それ以降、外国籍の方から、特に労災関係の相談をたくさん受けました。労働基準法3条によれば、同法は在留資格に関係なく適用されるはずですが、当時の労働省や労働基準監督署と折衝し、その点を

明確にさせていただきました。

—— 当時の外国籍労働者の様子は、どんなものだったのでしょうか。

信じられないと思うのですが、当時、外国籍相談者の方々はほとんどがオーバーステイ労働者でした。当時は、観光ビザあるいはノービザで簡単に入国できたからです。バブル経済で仕事がありましたから、みなさん、普通にオーバーステイで働いていました。そして取り締まりも厳しくなかったのです。

—— 当時、外国籍労働者は、どのくらいいたのでしょうか。

公式データで30万人近く、私の実感では30万人を超えていたと思います。私のフィールドは元々中小零細企業でしたから、気付いたらフィールド内に外国籍の方がたくさんいたという感じです。私どもの組合は個人加盟ですから、外国籍の方も加入できました。

—— 「移住連」として活動を始められたのは、いつ頃ですか。

外国籍の方からの相談が増え、本格的活動を始めたのが1992年です。外国籍の方からすれば、あそこへ行けば何とかしてくれるという訳です。初めは3ヶ国の

出身者を対象に始めましたが、あっという間に対象国が40ヶ国に増えました。そして「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」が1997年に結成され、そこへ、私どもも参加することになりました。私はその後、同ネットワークの事務局長になり、法人化する時、代表理事になりました。

——法人化されたのはいつですか。

NPO法人化したのは2015年です。その時「移住者と連帯する全国ネットワーク」という名称に変更しました。つまり、「労働者」問題だけが課題ではないという趣旨です。法人化する以前も、労働問題だけではなく、女性のDVや権利の問題、子供の教育問題、医療、社会福祉等、様々な課題に対応していましたから、実態に合った名称に変えた訳です。ただ、私どもが支援する「本邦に在留する外国にルーツを有する方」を「移住者」という言葉で全て表現ができるかは、悩ましい問題です。「移住者」という用語は、国内移住者と混同する方も多からず。なお「外国人」という言葉は、意識的に使いません。日本人と外国籍の方を二分すると申しますか、差別的、排除的な響きを持つと思うからです。

——移住連の組織はどのようなものですか。また、具体的には、どのような活動をされていますか。

私どもは約110の参加団体から構成されるネットワークで、ネットワーク内に、複数のサブネットワークがございます。サブネットワークとは、労働、技能実習生、女性、医療福祉、教育等の課題毎のネットワークです。具体的活動としては、政策提言、ロビー活動、そして日常的な情報発信等を行っています。情報発信は主に、団体HPやSNS（Twitter、Facebook）、そして「M-ネット」という雑誌を通じて行います。普段から情報共有を重視しており、月に数回、情報共有会議も開催します。最近は、COVID-19の関係で、救済から取り残されている方たちも多いので、直接支援も行います。

——すると移住連が直接相談を受けるケースは、少ないのですか。

そうです。移住連に参加する各団体が、まず相談を受け、移住連は、各団体間のコーディネートを担当します。

——年間で、どれぐらいの方を支援されていますか。

数え切れないという表現しかできないです。1団体で100や200の支援を行っているケースもございます。

——外国籍の方が、移住連やそのネットワークにアクセスしようとする、どのような方法があるのでしょうか。

今はやはりSNSだと思います。移住連は全国各地の団体のネットワークですが、各団体は地域に密着し、地方自治体と連携をしている団体もございます。例えば移住連事務局に相談があった場合、どこが得意な領域かという観点から、各サブネットワークや各団体に話を繋ぎます。移住連の一番大きな機能は、マッチング、団体と団体との引き合わせ機能なのです。

——先日、熊本で、死体遺棄罪で有罪判決を受けた技能実習生（女性）がおられましたが、この方は逮捕前、支援組織には接触していなかったようです。外国籍の方の支援組織へのアクセス支援については、どのようにお考えですか。

この点は、「人の力」によるしかないと思います。例えば、外国籍の方は教会に来られる方が結構おられます。ですから私どもは、地方の小さな教会からも相談を受けます。例えば、徳島県の小さな教会に20人ものベトナム籍の方が日曜日のミサに来られたそうです。毎週来てお祈りして帰るけどどういった人たちだろうとの相談があり、調べたら技能実習生の方々と、その後の支援に繋がりました。

——外国籍の方は、悩んだ時に役所に行こうという発想にはならないのでしょうか。

あまりならないんです。

——在留資格に問題があるから相談できないということでしょうか。

むしろ言葉の問題だと思います。ですから移住連の活動でも、通訳同行や通訳者の紹介には、問い合わせが多いです。

——外国籍の方からすると、弁護士への相談というのはハードルが更に高い訳ですね。英語相談対応可というのを弁護士会でもやっていますが、それでは弱いでしょうか。

残念ながら弱いと思います。そもそも英語が通じる方が少ないのです。弁護士会で言語対応をどう考えて

おられるのかにつきましては、私どもも、関心がござ
います。

——通訳は費用も大変ですね。

そうなんです。ですから移住連は、今年から通訳費
用支援を行っています。

——財源は寄付ですか。

助成金です。休眠預金活用事業に応募し、採用
されました。通訳の方には実費と通訳料をお支払い
し、少しでも支援者が活動しやすくなればと考えてお
ります。

——どんな言語をカバーされていますか。

依頼があれば、依頼のあった言語の通訳を探すと
いうスタンスです。

——そのようなネットワークは全国各地にあるのですか。

はい。1990年代には、ある裁判所から法廷通訳を
頼まれたこともございます。

——我が国の外国籍労働者の歴史を教えてください。

この30年ですと、オーバーステイが当たり前だった
1990年代の後、日系労働者を多用する時代が来て、
その後、技能実習生制度が展開される時代へと続き
ます。不思議なことに、オーバーステイというと暗い
イメージもありますが、その後の日系労働者時代、技
能実習生時代と比べ、この頃は明るく自由闊達な時代
でした。日系労働者は派遣会社に管理されましたし、
技能実習生は転職転居ができません。一方、オーバ
ーステイ時代の労働者は、会社が不当なことをしたら、
辞めて次の職場に行けました。それは正しい労働者像
だと思います。自由な社会で「辞めたいから辞める」
という当たり前のことができた訳ですから。

——地方自治の「足による投票*1」に似てますね。1990
年代は入管法の縛りは緩かったのですか。

緩かったんです。当時と比較しますと、この10年
は格段に厳しいです。日本版アムネスティと言われる
在留特別許可件数も、この10年で激減してます。

——移住連の立場からは、我が国では、移住者や外国籍
労働者は、既に受け入れ是非云々の時期は過ぎ、現実の
存在という認識でしょうか。

そうです。ですから、私どもでは「今ここにいる」
というキャンペーンを行っています。受け入れ是非とい
うより、どう受け入れるかの問題だと思ってます。私は、
よく「移動」という言い方を致しますが、人々の「移
動」こそ現代社会の基礎と考えます。この地球上で、
人権や労働基準が担保された上、人々がどう「移動」
できるかという問題に、私たちの社会も真剣に取り
組むべきです。

——外国籍労働者は、どうあるべきでしょうか。

一番問題なのは外国籍労働者の「偽装」、つまり技
能実習生と留学生の問題だと思います。2020年10月
のデータですが、在留外国人172万人の内、労働者
として入国をされた方は20%しかおらず、23%が技能
実習生、20%強が留学生です。そもそも厚労省の外
国籍労働者データに「留学」カテゴリーがあるのは
おかしいです。

——歪な制度の原因は、「移民に対する一部世論の反発」
でしょうか。

一番の問題は政治的リーダーシップの欠如だと思
います。それを世論や国民感情の反発といった言葉
でごまかしている訳です。外国籍労働者受入れ論議
が沸騰したのは2005年末ですが、人口減少で労働力
不足が深刻化することは、以前から分かっておりま
した。1990年代は、外国籍労働者のオーバーステイ
を大目に見てごまかしておりましたが、これでは拙い
となって、議論が更に活発化し、議論が頂点に達し
たのが2008年です。2008年初めに、国立国会図書館
から『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』
という本が出され、全国会議員に配られます。自民
党のPTからも、「日本型移民国家」「短期就労制度」
導入の提言がなされます。そうした議論が頓挫し、
今日に至っていると思います。

——頓挫の原因は何だったのでしょうか。

偏狭な政治的思想と、外国人嫌いだと思います。

*1：「足による投票」とは、住民が自分にとって好ましい行政サービスを提供してくれる地方公共団体に住所を置くという選択をすることで、各地方公
共団体の納税収入等が変動し、地方自治体間にも競争メカニズムが発生するという地方自治の適正化に関する理論。

——「外国人嫌い」の原因は、未知のものに対する人間の根源的な恐怖とも考え得るのですが、どう考えるべきでしょうか。

未知なものへの不安が、外国籍の方々に向けられること自体が問題だと思います。更に申せば政治がそうした不安を煽るのは論外です。2021年1月から信濃毎日新聞と宮崎日日新聞が、多文化共生のありかたについて県内をめぐり、6ヶ月にわたり取材したそうですが、人々の多くは、外国籍の方々とのより良い共生への意欲を語ったそうです。その上で、両紙とも提言を出しています。今の入管制度や在留資格のありかたには問題があるのではないかと、入管制度の問題が、よりよい共生を求める声を阻んでいるのではなかろうかということです。私は、経営者とも会って話をします。すると彼らも「技能実習制度みたいなごまかし方をしていると、自分たちの産業が潰れてしまう。どうやってた担い手を確保できるだろうか」と真剣に話されます。未知に対する不安より、うまくやっていきたいという希望の方が、今は大きいと思うのです。対立したいと思う人は少ないと思います。私は、移民や難民をどう遇するかは、社会の民主主義度のバロメーターで、健全な経済発展とリンクしてると思います。

——最近日経新聞が、「移民に選ばれる日本になるには」という特集を組んでいます。どのようにお考えでしょうか。

我が国の課題は、人の「移動」に関して、如何なる制度を創るかだと思います。そして私は、それを入管庁に決めさせてはいけないと思うのです。現在、外国籍者の問題に関し、いつの間にか、入管法が他法より上位であるかのようにも見えます。1990年代は、外国籍労働者でも労働法による労働者保護が優先されるのが普通でした。しかし現在、例えばコロナ禍の公衆衛生問題で、人々の感染予防という立法目的に入管法が入る余地はないはずですが、何故か入管法が幅を利かせ、在留資格のない外国籍の方へのワクチン接種が阻害されてます。これは、入管庁主導だと、現状の在留資格を前提にした議論になってしまうからだと思います。我々は、まず共生のありかたを議論し、その一部として入管法が存在すると考えるべきです。

——少子高齢化で移民労働者に期待する声は大きいと思いますが、一方、移民労働者導入で、賃金が上がりにくくなるとの意見もあります。どう考えるべきでしょうか。

権利制限のある労働者、例えば「技能実習生」「留学生」といった移民労働者を導入しようとする現在の歪な制度が、そうした意見を生じさせる原因だと思います。日本の労働組合も「権利制限のある労働者の導入は行ふべきでない」旨、強く主張すべきです。

——我が国は、イノベーションが乏しい気がしますが、移民労働者導入による社会の多様性は、イノベーション活性化のきっかけになるのでしょうか。

例えばハラルフード*2をご存じですか。ハラルフードにはビッグビジネスの側面もあります。ハラル認証取得方法といった知識も、「ムスリムの隣人」が居れば得られるはずで。社会の多様性は、イノベーション誘発という点からも、重要だと思います。

——日本は非常に難民認定率が低い国ということでも有名です。どこに原因があると思われますか。

まず入管の責任が大きいと思います。裁判所も含め、「事実」をきちんと見ないのが原因です。次に政治的リーダーシップの欠如も問題です。国民に対し、私たち先進国の国民が果たすべき役割につき、政治家はリーダーシップを示すべきです。

——最後に、私ども弁護士に対し、期待されていることはございますか。

弁護士の使命「基本的人権の擁護と社会正義の実現」は私たちの活動と重なります。ただ注意すべきは「社会正義の実現」です。社会正義が何を指すかには、人によって差があると感じるからです。一方、基本的人権の擁護は、絶対的な価値だと思います。そして「基本的人権に国境はない」点、弁護士の皆様に改めてご認識いただけますと、非常にありがたいと思っています。

——本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

*2:「ハラルフード」とは、イスラムの教えに則った食品のことを指し、その規則はイスラム教の聖典コーランに基づく。ムスリムは、適切な方法で畜殺されていない家畜や、豚肉及びそれに由来する食品を食べることを禁じられている。

多様性を活かし、活気と魅力のある東弁を！

—「若い世代が信頼し、参加したくなる弁護士会」を目指して—

東京弁護士会会長 伊井 和彦

東京弁護士会は、極めて多種多様な人権擁護活動や公益活動が各委員会で行われており、それが東京弁護士会の魅力でもあります。

そして、これからも、多くの後輩の皆さんに、自分たちの新しい価値観の下で、積極的に東京弁護士会の会務活動を担って行って貰いたいと思っています。

東京弁護士会でも60期台以降の世代が過半数を超え、年齢や性別（LGBTQも含む）のみならず、業務内容や生活環境、経済状況等の違いから、会員の中に多様な価値観や考え方が増えています。

そして、「参加しにくい」「意見を言いづらい」「意見を述べても反映されない」等の理由から、弁護士会の存在に大きな価値を感じず、弁護士会と距離を置く人たちも、特に若い世代に増えてきているように感じています。

私は、そのような人たちも含めて、弁護士会内の多様性を積極的に活かし、「若い世代が信頼して参加したくなる弁護士会」に東京弁護士会を改革していく必要があると思います。そのための土台作りを、この1年間、行っていききたいと思います。

1 WEBの活用により、参加しやすく、積極的に意思表示ができる東弁に！

産休や育休、親族の介護、会社勤務等で、時間的にも場所的にも、弁護士会の活動や意思決定に参加したくてもできない人たちがいます。

他方、私たちは、コロナ禍の中で、WEBを活用することで、場所や時間に捕らわれずに会議をしたり意見表明をすることができることを知りました。

このツールをもっと活用し、委員会活動のみならず、常議員会、ひいては東弁総会においても、WEB

で参加し意見表明できる制度への改革を目指します。また、WEBを使うことで、若い世代が新たな提案をしやすいシステムも構築していきます。

2 若手会員が魅力を感じ、誇りを持てる東弁に！

若手会員が、自信を持って将来設計をし、心の余裕をもって弁護士会活動もできるように、(1)ブラック事務所対策、(2)事務所や弁護士会内におけるセクハラ・パワハラ対策、(3)非弁提携からの救済対策、等の諸施策を実施します。

また、若手会員の活躍の場を広げるために、①「中小企業法律支援センターの相談コンシェルジュ制度」等の東弁独自の取組を活用・拡大していく、②22もある法律研究部の広報を強化し、若手会員が積極的に参加し利用できるようにする、③弁護士会の法律相談を各担当者の事務所やWEBで行える制度の構築、等を検討していきます。

3 多様な意見を尊重しながら、連帯して活動していける東弁に！

価値観や考え方が多様化している現状において、重要な人権や司法制度に関わる問題について会員間の意見が大きく分かれる場合は、多様な意見を尊重し、十分な時間をかけ、WEB等を利用して配慮や工夫をしながら、徹底した議論を行います。

その上で、人権侵害や違法状態を招くリスクが高いと多くの会員から判断された立法や制度の問題・社会事象については、あくまで法律家の観点から、会の決議という形で、毅然と対応していきます。

ただし少数意見に対しても、できる限りその趣旨を活かすフォローをしていきます。

2022年度の役員に

誌上インタビューを行いました。

1年間よろしくお願いいたします。

質問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

新しい時代への「架け橋」に

会長 伊井 和彦 (37期)



- ① 新しい時代に向けて、多様な生活状況や仕事環境、価値観や考え方をお互いに尊重しながら、特に若い世代の人たちに、積極的に弁護士会の会務活動に参加してもらうことです。
私たちが議論をしながらも連帯して活動していくことが、市民の「個人の尊厳」を尊重し守っていくことにつながっていると思います。
- ② 自分の感覚を信じ、しかし常にそれで良い

か問い続けることです。

- ③ 長所は、どんな時でも「何とかなる」と前向きに考えること。

短所は、時々何ともならなくなって後悔すること。

趣味は、古い映画や特撮作品のDVD・BD収集。

- ④ 座右の銘ではありませんが、好きな言葉は「個人の尊厳」です。

互いを尊重し、ともに進んでいきましょう

副会長 寺町 東子 (46期)



- ① 多様な弁護士が多様に活躍できるためのインフラ整備とハラスメント対策。
弁護士も職員も一人ひとりがお互いを尊重し、安心して働くことができる東京弁護士会であれるよう、微力を尽くしていきたいと思っています。
- ② 誠実であること。公正であること。自分に恥じない行いをする。
- ③ 長所は、前向きで朗らかなところ、忘れっ

ぱいところ。嫌な感情は寝たらだいたい忘れます。課題を見つけたら改善したいです。

短所も忘れっぽいところです。メモしなかったことはだいたい忘れます。

趣味は、社会運動です。政策提言・世論形成・ロビー活動などするアクティビストです。弁護士法1条2項が好きです。

- ④ 虚心坦懐。ありのままを受け容れる。笑門来福。

「イケてる東弁」を目指したい！

副会長 加納 小百合 (47期)



- ① 当会の持つポテンシャルを見える化して、「東弁ってイケてる」と再認識してもらいたいです。コストのかかっているものは、コストを意識したうえで、フル活用すべきです。また、いろいろな制度を改善して、無駄を省き、流れをよくしたいです。
- ② 人よりちょっとだけ長持ちする忍耐と仕事への執着。
もう無理と思った時は、明日の自分、1週

間後の自分、1か月後の自分、1年後の自分、どのあたりなら解決して笑っていただけるか考えて「もうひと踏ん張り」で乗り切ってます。

- ③ 長所 細かなことを気にしないこと

短所 大雑把に話を丸めがちなこと

趣味 漫画と、教養系・お笑い系の番組視聴（教養にあふれつつ、MCに振られたら間髪入れずに突っ込める人間になりたい）

- ④ 「人生、何とかなる！」（自作）

弁護士会の魅力をアピールしたい

副会長 市川 尚 (48 期)



- ① 若い世代の人たちが弁護士という職業にどれだけ関心を持っているか、どれだけ憧れを抱いているかということです。
- ② 弱者に寄り添う気持ち。相手がだれであれ、ひとりひとりの人格を尊重すること。
- ③ 長所＝正直者である！そして、健康。もうひとつ、「高齢者に好かれる」。自分も高齢者

の仲間入りをしているが…。

短所＝臆病者である。そのわりに見栄っ張り。だからかどうか…ものごとを頼まれると断れない。

趣味は俳句、美術鑑賞、観劇です。

- ④ 「遠慮」 深謀遠慮の遠慮でもあります。

コロナ禍の収束を見据えて

副会長 河井 匡秀 (49 期)



- ① コロナ禍が長く続いています。近い将来に必ず収束すると思います。しかし、おそらく社会がコロナ禍前の状態に戻ることはなく、その中で弁護士会はどうあるべきかについて大きな関心があります。また、憲法改正の動きが活発化しており、その動向についても注視していきたいと思っています。
- ② 常に物事の優先順位を考えて行動すること、現実と願望を混同しないようにすること、

を心がけています。

- ③ 長所は、明るいこと、要領がいいこと、追い込まれると力を発揮することです。

短所は、深く考えないこと、追い込まれないと何もしないことです。

趣味は、囲碁（アマ3段）、将棋（アマ4段）です。最近の将棋ブームはうれしい限りです。

- ④ 不撓不屈 九転十起（母校の高校の校訓）

明日につながる東弁を！

副会長 吉田 修 (50 期)



- ① 区の青少年委員として小学生から大学生くらいまでの若者のリーダーシップ養成活動をしており、それかと思っています。
- ② 心に余裕があるか確かめるために、芸術を楽しむことを忘れないようにしています。好きな浮世絵、特に「写楽」の絵とかを見ると、心に弾みが戻るような気がします。
- ③ ここ一番の集中力が長所ですが、それが

長続きしないのが短所です。

趣味は、船釣りで、東京湾でタイとかワラサを釣っています。芸術鑑賞も好きです。浮世絵の他にもクラシック音楽をよく聞きます（ただし、詳しくはない）。

- ④ 「大きく目を開いてこの世の中を見ろ」

人生短いですが、その中で色々なことにチャレンジしたいと思います。

これからの東京弁護士会をつくろう

副会長 奥 国範 (54 期)



- ① 会員のみなさんが弁護士・弁護士会のあり方についてどのように考えているのか。百人百様の「弁護士・弁護士会」を大切にしながら、コンセンサスが得られるポイントを探して行きたいと思っています。
- ② 好奇心・探求心・チャレンジ精神
- ③ （長所・短所）細かいことまでよく覚えているけど、結局、大雑把でこだわらないところ／大雑把でこだわっていないのに、細かいことまでよく覚えているところ

（趣味）会食・ゴルフ

- ④ 「Human beings are temporal beings（人間は時間的な存在である）」

ドイツの哲学者Martin Heideggerの言葉。正しい解釈ではないかもしれませんが、人は時間を意識して生きることができ一方で有限の時間軸の中でしか生きられない存在なので、その時、その時を大切に生きたいと思います。いつでもどこでも眠れるショートスリーパーです。

よろしくお願いします！

監事 鈴木 剛 (53期)



- ① 「格差と断絶の問題」です。多様化する社会の中で、他人の立場や考えをどうやって尊重していくかが重要なテーマだと思っています。弁護士会では、財務についてわかりやすい情報発信を心がけ、会内議論の活性化に寄与したいと思います。
- ② 「普通が大切」だと思います。一見先の答えと矛盾しているようにも見えますが、他人に合わせるということではなく、物事に自然な

気持ちで向き合いたいと心がけています。

- ③ 長所 自分ではおおらかな性格だと思っています。短所 ビビリです。その他にも色々あります。

趣味 「チャリ通」(自転車通勤)です。特に桜の季節が好きです。

- ④ 「助からないと思っていても 助かって居る」です。ビビリなので、自分に言い聞かせています。

弁護士会は人が集まってできています

監事 西川 一八 (54期)



- ① 「人」でしょうか。皆様には、弁護士会、あるいは弁護士に、どのような人がいるのか、興味を持っていただければ幸いです。私個人としては、弁護士会の収支の適正をチェックする役目になりますが、どのような人が、どのような活動をしているのかに関心があります。
- ② 人と接点を持つときには、説明とか納得感とか、意思の疎通が大切だと思います。ただ、

私がきちんとできるのかというと、それはまた別のことです。

- ③ 長所は、温厚、慎重で辛抱強いところ、短所は、考え込むと初動が遅いこと。

趣味は、読書。移動時間はほぼなにがしか読んでいます。

- ④ 「なるようになる」 やるべきことをやった後は、悩んでも仕方がないので、このように考えることにしています。

年次報告書提出を巡る現状とその将来

第1

FATF審査の最新状況

依頼者の本人特定事項の確認等に関する協議会議長 松山 憲秀 (46 期)

1 はじめに

2021年8月30日、我が国におけるマネー・ローンダリング（以下「マネロン」という）及びテロ資金供与対策の状況を審査したFATF第4次対日相互審査報告書が公表された（FATF：マネー・ローンダリング防止に関する基準やテロ資金供与への対抗策などを世界規模で策定する国際的政策立案機関）。

2 FATF 第4次対日相互審査の概要

FATFによる相互審査とは、FATF参加国・地域が互いに他の参加国等におけるFATF勧告の遵守状況を審査し合う、というもので、この度の第4次相互審査は、①監督当局と事業者を対象に、

②立法・制度面（40個あるFATF勧告が法令の形で実現されているか）と、

③実態・運用面（マネロン・テロ資金供与防止対策として直接的効果が見込まれる11項目が達成されているか）

から、取組み状況を総合的に評価するものである。

3 相互審査の結果

相互審査の結果、監視対象国と非監視対象国に分けられ、非監視対象国の中で、評価の低い国等は

「重点フォローアップ」に該当するとされて、今後5年間のフォローアップ期間中に3回にわたる改善状況の報告が求められる。我が国は、立法・制度面、実態・運用面のいずれも低評価で、「重点フォローアップ国」に指定された。

4 弁護士・弁護士会に求められるもの

(1) 我が国は重点フォローアップ国として改善に努めなくてはならないが、同時に弁護士も一事業者として、「マネロン等に関わる危険性は決して低くない」という自覚を持って自らの業務の危険度を把握し、その危険度を下げよう努力しなければならない。

(2) 日弁連及び各弁護士会は、年次報告書を通じて弁護士によるマネロン等対策の取組みを確認しつつ、有益な情報は会員に周知・還元して、対策の有効性を向上させ続けなければならない。

(3) このような観点から、法人等の悪用を防止するため、法人の実質的支配者の特定・本人確認のための日弁連規程等の改正が必要になる可能性もある。第2に記載のとおり弁護士自治を守るためにも、引き続き、マネロン等防止対策につき協力をお願いしたい。

第2

年次報告書提出の意義

依頼者の本人特定事項の確認等に関する協議会委員 北野 孝輔 (60 期)

1 マネー・ローンダリング等への関与の防止

テロや組織犯罪への資金供与を防止する国際的な取組みが行われる中で成立した犯罪による収益の移

転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）に基づき、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、依頼者の本人特定事項の確認及び記

録保存等に関する規程及び規則を定め、さらに同規程等を改正し、2018年1月1日より、所属弁護士会に対して年次報告書を作成して依頼者の本人特定事項の確認状況等を報告することを弁護士に義務付けた。

この経緯からも明らかなとおり、年次報告書を提出することの第一の意義は、個々の弁護士がテロや組織犯罪への資金供与やマネー・ローンダリング等の違法な行為に関与してしまうことを防ぐことにある。

2 弁護士自治の確保

ところで、弁護士以外の士業には、依頼者の本人特定事項の確認や確認記録の保存などが、法律で直接義務付けられているが、弁護士にはかかる義務付けがなく、日弁連が会則により自主的に規律することが認められている（犯罪収益移転防止法12条1項）。

これは、同法が制定された当時、日弁連が、弁護士会の高度の自治権（国家機関等からの独立）を尊重するように求めたことの成果である。

しかし、仮に弁護士が犯罪収益移転防止法の要請を無視するようであれば、同法12条の改正を招き、ひいては、部分的とはいえ、弁護士が国家機関の監督を受ける事態を招きかねない。

よって、年次報告書の提出義務の履行は、犯罪収益移転防止法の要請を、弁護士会の自主的な取組みにより達成することで、高度に認められている弁護士自治を確保することに資するという側面もある。

3 当協議会の取組み

当協議会では、このような年次報告書提出の意義を踏まえ、当会の全会員が年次報告書提出義務を履行するよう働きかけを行っている。

第3

年次報告書提出に関する現状分析

依頼者の本人特定事項の確認等に関する協議会委員 齋藤 魁（70期）

1 提出者数

年次報告書提出状況に関する現状分析を行うと、約90%超の会員が、6月30日の締め切りを遵守し、提出を済ませている。提出者数は、当会から各会員に対してメールやFAXなどで報告書の提出を促す連絡が送信された直後に増加する傾向にあり、督促の効果が見て取れる。

6月末の提出期限を過ぎた後も、当会から各会員に対する督促は続けており、例年、8月末から9月頃までには、99%近い会員の提出が完了する形となっている。昨年度も、当会における最終的な提出率は99.5%となった（令和3年12月17日時点）。このように、毎年ほぼ全会員からご協力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

2 未提出のケースについて

さて、当協議会では、この8月末から9月頃の時期を目途に、未提出者に対する個別の連絡や、報告書の書き方説明会を実施している。

未提出となっている会員の傾向としては、当会からの報告書提出を促す連絡を会員本人が受領できていないケース（健康上の理由で事務所に出ていない等）や、報告の対象期間内に弁護士業務を行っていないので、提出の必要がないと誤解しているケース等がある。期間内に業務を行っていない場合にも、提出が求められている点には注意が必要である。

3 未提出者の状況からみる課題

未提出者の割合は全体からすると1%に満たないが、その中には上記の例のように、会員本人と弁護士会とが直接やりとりができないケースが一定数存在する。背景に様々な事情があることは理解できる場所であるが、かかる事態への対応は、一般的には検討を要する課題と思われる。昨今、弁護士という存在は、犯罪収益の移転に利用される危険を想定しなければならない時代になってきているところ、弁護士会が弁護士に連絡が取れない事態は、そのような危険が見過ごされるリスクをはらんでいるからである。

消費者問題の最前線

第1回 投資取引における指導助言義務について

～対面取引における指導助言義務を認めた東京高判平成31年3月28日を踏まえて～

消費者問題特別委員会委員 五反 章裕 (63 期)



1 はじめに

「消費者問題の最前線」の第1回は、投資取引の分野からです。同分野には様々な議論がありますが、近時、「指導助言義務」という法理が注目されています。この点について、私が担当した事件で、注目すべき判断が東京高裁で示されました（東京高裁平成31年3月28日判決（判例タイムズ1483号111頁）（以下「平成31年東京高判」という））。今回は、同裁判例を踏まえ、投資取引における指導助言義務について述べたいと思います。

2 これまでの指導助言義務を巡る状況について

(1) 指導助言義務に関する判例や学説の状況

判例において指導助言義務に言及したものとしては、最高裁第一小法廷平成17年7月14日判決（最高裁民事判例集59巻6号1323頁）の才口裁判官補足意見があります。同意見は、「経験を積んだ投資家であっても、オプションの売り取引のリスクを的確にコントロールすることは困難であるから、これを勧誘して取引し、手数料を取得することを業とする証券会社は、顧客の取引内容が極端にオプションの売り取引に偏り、リスクをコントロールすることができなくなるおそれが認められる場合には、これを改善、是正させるため積極的な指導、助言を行うなどの信義則上の義務を負う」と述べています。学説では、「契約は共同の利益を追求する協働行為である、という側面を強調すれば」「助言義務も理解できる」「一方当事者が専門的知識を持ち、他方当事者がそれを信頼して行動するタイプの契約においては、助言義務を認めるべきだろう」とし、その具体例として、金融取引を指摘しているものがあります（内田貴「民法Ⅱ（第3版）」29頁（東京大学出版会））。

(2) 金融庁による顧客本位の業務運営に関する原則の公表

また、金融庁は、金融事業者に対して、顧客本位の業務運営に関する原則を公表し、その中で、「顧客の最善の利益の追求」として、「金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである」としています。そして、現在、多くの金融事業者が同原則を業務方針として打ち出しています。

3 平成31年東京高判について

(1) 事案の概要

商品先物取引業者の外務員の勧誘を受けて行った金や白金の商品先物取引について、外務員の行為に違法性が認められるとして、業者に民法709条、同法715条に基づく損害賠償請求を行った事案です。

本件の争点の一つに、両建の勧誘の違法性の有無がありました。両建とは、既存のポジションと反対のポジションの建玉を行う取引です。両建には経済的合理性が乏しいことや損失に繋がる危険性があることから、法令等によって規律も受けています（当時：商品先物取引法214条8号、同法214条9号、同法施行規則103条9号）。本件では、この両建が取引中に見られたことから、その勧誘行為の違法性が問題となりました。

(2) 平成31年東京高判の指導助言義務に関する判示内容

平成31年東京高判は、指導助言義務について、「商品先物取引業者は、顧客の相場予測が当たっても当たらなくても、取引ごとに手数料収入を得ることができ、法が両建の勧誘を禁止し、両建取引を理解していない顧客から受託することを禁止したのは、商品先物

取引の射幸性及びその危険性に加え、商品先物取引業者と顧客との間にそのような不均衡が存在することから、商品先物取引業者が顧客の利益をないがしろにして手数料収入を得ようとすることを防止するためであると解されること、そうすると、一審被告らは、商品相場の値動きの予測に精通し、かつ、一審原告の財産状況や取引経験、本件先物取引の状況を全体として客観的に俯瞰できる立場にあるから、一審原告に対し、両建の仕組みとそのリスクを説明した上で一審原告の責任と判断に委ねるだけでなく、取引開始後の個別取引の場面においても両建のリスク等を一審原告に説明すべきであり、その結果一審原告が両建を選択した後も、必要に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助言義務を信義則上負うものと解するのが相当である」と判示しました。

(3) 指導助言義務を導く根拠について

投資取引において、相場を確実に予測することは不可能ですから、顧客が利益を得ることができるかどうかは不確定です。これに対し、業者は、相場予測が当たっても当たらなくても、取引ごとに手数料収入を得ることができますから、商品相場がどのように動こうとも損はしません。この業者と顧客の利益構造の不均衡を指摘して、業者が、顧客の利益を犠牲に自らの利益を図ることを防止することが両建の規律の趣旨としています（業者と顧客の利益構造の不均衡）。

また、被告従業員は、登録外務員として、相場の値動きの予測に精通し、両建に経済的合理性が乏しいことや損失に繋がる蓋然性が高い危険な取引であることも認識しています。原告の投資意向や投資の力量についても十分把握していたといえるでしょう（外務員の取引全体や顧客の属性を客観的に俯瞰できる立場）。

これらの事情から、平成31年東京高判は、信義則を根拠に指導助言義務を導いています。前者の事情は同義務を導く必要性であり、後者は同義務を導く許容性といえます。

(4) 具体的な注意義務の内容について

平成31年東京高判は、一連の取引開始前における説明義務だけでなく、取引開始後の個別の取引前の説明義務、同取引後における指導助言義務が存在するとしています。業者は、一連の取引開始前に一般的な仕組みやリスクの説明をすれば、後は顧客の責任と判断に委ねればよいというのではなく、一步踏み込んで、取引開始後の個別取引の場面においても、リスク等の説明をする義務を負うし、個別取引後には必要に応じて指導・助言する義務を負うとしているわけです。

4 平成31年東京高判の意義について

投資取引被害の救済法理として、判例上、説明義務が定着し、その後金融商品取引法等にも取り込まれていきました。近時はこの説明義務に加えて、指導助言義務が注目されています。説明義務が情報の提供を想定しているのに対し、指導助言義務は、それを超えて一定の判断やアドバイスの提供を想定している規律といえます。

平成31年東京高判は、一連の取引開始後の個別取引の場面における指導助言義務を認めましたが、その根拠とした、業者と顧客の利益構造の不均衡や取引全体や顧客の属性を客観的に俯瞰できる立場という事情は、商品先物取引に限らず、他の投資取引においても顧客業者間に認められる基本的な構造といえます。同様の事情が認められるならば、他の投資取引の事案にも平成31年東京高判の趣旨が及ぶ可能性があります。

指導助言義務は判例や学説で言及され、近時、金融庁は重要な概念として顧客本位原則を公表しています。「貯蓄から投資へ」ということがいわれる中で、指導助言義務は、今後、消費者問題を考えるにあたって、より重要な法理になっていくものと考えられます。

第2回 私たちの専門は、つながり、支えること—東京パブリック後編—

公設事務所運営特別委員会委員

東京パブリック法律事務所

野原 郭利 (65 期)

1 外国にルーツを持つ人たちと 司法アクセス

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、誰もが苦しい状況にある。その厳しさの中で、一番しわ寄せを受けているのは、自分から声を上げることが難しい人々だ。外国にルーツを持つ人たちもその一例だ。文化の問題、言語の問題、相談先についての知識もない。いざ相談しようにも経済的にも苦しい。そうした人々が守られ、安心を得るためには、そのための人と場が必要だ。

東京パブリック（以下「東パブ」という）は、10年前に、公設事務所の中で初めて、外国籍の方への専門的対応をする外国人・国際部門（FISS）を設立した。外国人事件を扱う弁護士は少しずつ増えている中、今私たちが担うべき役割は何か。

2 コロナ禍で苦境に直面する留学生

Mさんは、ミャンマーから来た留学生だ。日本語学校を卒業し、さらに専門学校でも勉強して、卒業を目指していた。授業も欠かさず出席して、成績も優秀だった。しかし、コロナの影響から、アルバイト先の飲食店が短縮営業を余儀なくされた。そのためシフトの時間も削られた。さらに、ミャンマーでの軍事政権のクーデターに伴う政情不安も相俟って、家族からの援助も減少し、Mさんは学費を払うことが困難となった。専門学校から即時に学費全額の支払いを求められ、それができなければ単位を認めず卒業させないと言われているとのことであった。このことは、留学生として日本で在留を続けられないことも意味している。

Mさんやその家族にとって、日本に留学すること

はかねてからの夢であった。それに向けたたくさんの努力と負担を負ってここまで来た。しかし、このままでは、多額の借金を負ったまま、日本から離れて軍事政権下のミャンマーに帰国せざるを得なくなる。新型コロナという災害の影響は誰にも及ぶ。しかし、災害はいつでも弱い立場の人に重くのしかかる。Mさんの夢は、その重みで今にも壊れようとしていた。

生活にも困っていたMさんは、チラシを見て、近所で開かれていたフードパントリー（食料配布）にやってきた。そして、そこで私と会った。私はそこでMさんから事情を聞き、すぐに受任し、学校側との交渉を行った。弁護士が代理人となったことを伝え、学校側の対応は軟化した。結果、授業料の大幅な分納が認められることになった。本人は弾んだ声で「今までと学校の対応が全く違ったよ」と喜んだ。

先の相談会場には、社会福祉協議会の職員もあり、私との相談に同席していた。Mさんは、社協職員から、コロナに伴う困窮世帯に支給されている助成金の案内を受け、分納が認められた学費について、これを利用して支払うことになった。

こうして、Mさんは今年の3月で卒業できる見込みとなった。夢見ていた日本でのキャリアも諦めずに済んだ。今後は、仕事が内定した段階で、在留資格を変更する手続を援助する予定となっている。

3 支える仕組みの構築

Mさんのケースは、弁護士としては、簡易な事案だ。介入後、交渉はすぐにまとまった。しかし、そこに辿り着けず、取り返しのない苦境に陥って

しまう人も少なくない。外国人の方の相談を受けていると、会社で明らかに整理解雇と思われる対応が、判例上の要件も満たさないままに乱暴に行われ、解雇の対象として真っ先に外国籍の方が選ばれているケースもよくある。学校でも職場でも、在席の資格を失うことが、在留資格とも直結してしまうリスクがある。不当な対応でも、それを入管などに知られることで、帰国を余儀なくされるのではないかと危惧して、泣き寝入りしているケースも少なくない。

どうやったら彼ら彼女らの司法アクセスを保障できるのか。彼ら彼女らに合わせた場や仕組み作りが必要だ。

先ほど私のような弁護士や、社協が同席するフードパントリーの場にMさんが来たと述べた。実は、これもそうした試みの一つだ。2021年度から、東パプは、国際NGOと、豊島区社協と連携した助成金のプロジェクトに参画している。豊島区在住の外国籍の困窮世帯の方を中心に、フードパントリーを行い、困りごとの聴き取りを行っている。継続的な支援が必要な方には、私たちが法的支援（在留資格

等の行政事件への対応、離婚や債務整理といった民事事件への対応）をし、社協やNGOが生活支援（各種の行政手続・制度利用の援助、家計支援等）をするという包括的な支援を実現するというスキームだ。現在までに、10回近くフードパントリーやその他のイベントを実施し、200名以上の困りごとの聴取、その後のサポートを行ってきた。助成金を利用することで、私たちにとっても持続可能な取り組みとなっている。

4 「つながる」という専門性

Mさんの事件だけではないが、外国籍の方の事件に取り組む中では、法的な支援だけでなく、生活支援を含めた包括的な支援が必要であることをしばしば実感する。Mさんの場合、授業料の分納を認めてもらっても、社会保障の制度自体の知識や、それを実際に活用するための援助なくしては、解決には至らない。常に問題になり得る在留資格についても、更新・変更の際には、その方の生計が問われることになる。就労の許可が得られない人であれば、今日その日を無事過ごすこと自体にも困難が伴う。こうした課題に対して、地域の多様なメンバーがチームで包括的に関わることで解決できることも多い。

外国にルーツのある人たちの事件に取り組む専門性にも、様々なものがある。現在のFISSが持つ専門性は、こうした地域と連携しながら、これまでつながることの難しかった人たちにもリーチしていける、そんな専門性だと自負している。これからも、地域に根付いた駆け込み寺として、誰にでも開かれた事務所となれるよう、尽力していきたい。



フードパントリーの様子

多摩支部ってどんなところ？

——多摩支部 連載——

第3回 多摩地区の法律相談センター

東京弁護士会多摩支部法律相談委員会委員長 加畑 貴義 (61期)



1 はじめに

多摩支部の所属の加畑と申します。昨期から引き続き今期も、東京弁護士会多摩支部法律相談委員会委員長を務めております。本稿では多摩地区の法律相談センター（以下「LC」といいます）について、寄稿します。

2 多摩地区のLCの現状

多摩地区には、3つのLCがあります。立川LC、八王子LC、町田LCの3つです。広さや職員の数などを総合考慮すると、立川LCが中規模、八王子LCと町田LCは小規模のLCと言えるかと思えます。

LCの経営は、どこもけっして順調と言える状態ではありません。もちろん弁護士会はLCで利益を上げることが意図していないので、収入と支出はトントンか少し赤字くらいであれば、全く問題ないと思われる。しかし、コロナの影響があるとは言え、多摩のLCは少しの赤字とは言えないのが現状です。

東京三会の本会は、八王子LCに関しては、令和3年3月23日に「八王子法律相談センターに関する覚書の変更合意書」を締結し、令和4年6月末までに赤字を解消できなければ、不動産の賃貸借によるセンター運営を終了することを内容とする合意がなされています。町田LCに関しては、令和3年3月23日に「町田法律相談センターに関する覚書の変更合意書」を締結し、平成29年度の収支における赤字額と令和3年度の赤字額を比較して、赤字額が減少していない場合は、抜本的な対策を講じることを内容とする合意がなされています。

コロナの関係で経営事情が大きく変わり、比較年度等は変わることになりそうですが、八王子LC、町田LCの収入を上げないと、両LCの存続が危ぶまれることになります。

3 東京三会多摩支部法律相談委員会の現時点での意見

多摩支部においても、LCのあり方に関しては様々な意見があります。

東京三会多摩支部法律相談委員会の意見は、現時点において「八王子LC、町田LC死守」です。広い多摩支部の司法アクセスを守るという理念からは、現時点で、いきなり廃止することが適切とは言えないという意見です。

しかし、ここで大事なのは、多摩地域の司法アクセスを守る理念と、赤字額のバランスです。理念のために赤字額をどこまで許容できるかという視点です。

4 多摩地域の司法アクセスについて

少し協道にそれますが、多摩の司法アクセスについて、適正位置にLCが存置されているのか否かは、継続的に検討すべき問題です。司法アクセスが不十分である地域として、西東京市、東久留米市、清瀬市を中心とする北多摩地区があります。この3市の令和3年4月時点の人口は、合計約40万人です。それに対して、令和3年8月時点で、3市の弁護士の合計数は23人です。北多摩地区の市民が一番近い立川LCに行こうとする場合、1時間以上かかります。立川、八王子、町田に視点が集中し、北多摩地区の司法アクセスがあまり注目をされていないことには、強い危機感を抱いています。

5 各センターの考察

(1) 町田LC

町田LCは、開設当初から、法テラスの指定相談場所として、民事法律扶助制度による無料法律相談を常設していました。

これは市民サービスの観点からは、本当に良いことです。しかし、現実問題として、どんなに町田LCで民事扶助相談が入っても、町田LCには1円も収入が入ってこないことを意味します。もちろん法テラスには非は全くありませんが、弁護士会の収入の点を考えると、何か手を打たないといけない問題です。

町田LCは、場所としてはJR横浜線、小田急線沿線の市民にアクセスしやすい場所であり、LCとして、場所的に条件が悪いわけではありません。市民サービスの観点も鑑みつつ、さらなる経営努力が必要です。

(2) 八王子LC

八王子LCは、旧八王子LCと区別するために新八王子LCとも呼ばれています。とかくLCは民業圧迫と言われるにもかかわらず、八王子地区周辺の弁護士を中心に愛され、そして、八王子市からも存置継続要請があるLCです。

八王子LCの経営上の問題としては、近くに法テラス八王子があること、そして八王子市の無料自治体相談が充実しており、民間の法律相談が分散しているところにあります。八王子LCの大きな特色は、夜間相談です。京王線からもアクセスが良いところを生かし、夜間相談を生かした収入増を図りたいところですが、一朝一夕にはいきません。

6 多摩地区法律相談センターのあり方検討PT

多摩支部においては、令和2年に法律相談のあり方を検討するプロジェクトチームとして「多摩地区法律相談センターのあり方検討PT」（現在「多摩地区法律相談センターの実現検討PT」に名称変更）が設立され、令和3年3月22日に「多摩地区法律相談のあり方に関する提言」がなされました。内容は、人件費（立川LCへの事務局機

能の一本化）やLCの家賃（立川LCの移転）に着目した非常に良い提言であると思います。しかしこの提言の実行がなかなか進みません。その理由を以下に書きます。

7 放置と無関心とマンパワー不足

まず国会、多摩支部含めて、最近まで、皆、LCの赤字について放置しており、無関心でした。都内のLCはわずかに黒字のLCもありますが、全体としては大きな赤字でした。東弁に財政改革実現WGができてLCの財務にメスが入ったのは、3年前です。国会も、多摩支部も、LCの財務問題に関して、先送りをしていました。端的に言うと放置をしていたのです。私も、当時多摩地域のLCの赤字に関して認識していたので同罪です。

LCへの無関心はいまだに継続しています。LCの問題は複雑なのにもかかわらず、多摩支部の法律相談委員会は常に少人数です。ほんの数年前まで、「LC五車星」と言われる5人だけで、全ての自治体相談の議論と委員会の意思決定をしていました。マンパワー不足なのです。そして意思決定をしても、本会の運営委員会や役員会で差し戻されたら、またやり直しです。委員会は月に1回なので、議案が1回で通らなければ持ち帰りとなり、また時間がかかります。

早急にLCの改革をするためには、マンパワー不足の解消と突破力も必要です。多摩支部担当嘱託弁護士の設置が効果的だと思います。

突破力に関しては、一定の決定権限がある組織を立ち上げるといったドラスティックな改革も一案であり、多摩支部ではその役目が前述の「多摩地区法律相談センターの実現検討PT」に期待されています。

会員の関心、スピーディーな意思決定、マンパワー不足の解消、突破力と必要なものを4つ書かせて頂きました。多摩の3LCの収支改善に、どれ一つとして欠けてよいものではありません。

多摩の3LCの収支改善のため、私も微力を尽くす所存ですので、どうかご協力をよろしく御願い申し上げます。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第5回 官尊民卑の社会風潮と代言人

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 牧野 剛 (68 期)

1 弁護士の前身となる民事訴訟を代理する「代言人」が誕生したのは明治5年8月に司法職務定制が公布されてからのこと。フランス法を「誤訳もまた妨げず」翻訳して新政府の制度として取り入れようとした江藤新平によって、フランスの法廷で弁論のみを行う「アヴォカ（avocat）」を形式だけ真似て作られたものです。

代言人といっても、官尊民卑の江戸時代の感覚はそのままに、その社会的地位は低いものでした。それが、顕著にあらわれたのが、代言人に対する裁判所の処遇です。

2 まず、裁判所が代言人を呼び出すときは、期日の前日または当日になって事件名も用件も明記せずに「〇〇日に出頭すべし」とだけ記載した呼出状を送り付けることが多く、代言人は裁判所に着いてはじめて何の用件かを知る場合もあったのだとか。代言人が早朝から出かけて午後遅くまでむなしく待たされることも少なくなかったといえます。

そして、代言人が裁判所へ入るにも、門番に名刺を示して認印を受け、これを受付に差し出し、用件を終えて退出するにも名刺に認印を受けて、それを門番に差し出してやっと門を出ることが可能でした。そのうえ、法廷では、代言人は、一般訴訟関係人と同様に、廷丁（廷吏の旧称）に大声で名前を呼び捨てにされ、法廷から退出する際は廷丁に「サガレ」と言われていたそうです。

3 さらに官尊民卑が露骨にあらわれていたのが裁判所取締規則による代言人に対する規制です。この規則によれば、代言人が裁判官を尊敬する態度を欠くと、裁判官は裁判を中止して自らけん責処分を加えることができ、以後、その裁判について代言人となることができなくなることが可能でした。さらに、代言人その他の訴訟関係人が裁判所の呼出時刻に無届で遅刻

または不参すると、裁判官は直ちに相当の罰金を科すことができました。

明治9年に免許代言人制度が導入され、専門職としての弁護制度が誕

生しましたが、同時に代言人規則も制定され、代言人の訴訟活動はさらに制約されます。代言人規則によれば「訟庭ニ於テ国法ヲ誹議シ及ヒ官吏ヲ侵凌スル者」に対してはけん責、停業（1月以上1年以下）、除名の処分が可能となり「立法ノ原旨」を議論すること、つまり立法趣旨を代言人が論議することさえ禁止されたのです。

4 英国でバリスター（法廷弁護士）の資格を取得した岡村輝彦が横浜始審裁判所所長となると、明治20年8月に代言人の待遇改善に取り組みました。車馬に乗ったまま裁判所構内に入ることを認めたほか、代言人の呼び捨てを廃止して「殿」と呼ばせるなど、旧弊を全て廃止。代言人の待遇改善は、横浜から全国に広がりました。ちなみに岡村は、明治24年に横浜地方裁判所長を辞めて代言人となり、後に東京弁護士会会長となっています。

また、代言人軽視と取締の政策は明治13年の代言人規則改正においても変わらず、(旧々) 弁護士法が明治26年に制定されることによってようやく改善されます。この弁護士法の制定に貢献したのが、民法の起草で有名な穂積陳重です。穂積陳重は岡村とともに免許代言人制度が導入された明治9年にイギリス留学し、バリスターの資格を取得しています。奇しくも、代言人が免許制度になった年に渡英した2人のバリスターにより、代言人不遇の時代がようやく終わられることになったのです。



民事事件で議論する代言人の様子
(宮武外骨「文明開化」より)



新型コロナウイルスのもとで Part2 ~こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)~

〈vol.7〉

コロナ禍での民事信託の普及活動

会員 清水 晃 (65期)

当会では、これまで民事信託は、信託法研究部（旧：遺言信託研究部）が担っていましたが、昨年12月に、弁護士業務改革委員会内に、同委員会委員に加えて信託法研究部の部員及び法律相談センター運営委員会の委員が参加して、信託PTを設置することになりました。信託PTでは、信用金庫をはじめ外部へのアウトリーチの強化などを主眼にしています。その経緯で、信託PTの座長を拝命しました。

民事信託は、平成18年の新信託法の成立を契機にして、その有効活用が進んできた分野です。一方、昨年9月に、東京地方裁判所で、信託契約書等の作成について、司法書士を情報提供義務違反などに問う判決が出るなど問題事例も出始めています。民事信託の普及には、信託法をはじめとした正しい理解が欠かせません。

先の信託法研究部では、コロナ問題が取り沙汰され始めた令和2年4月からオンラインで部会を開催し、信託契約書の条項例を用いて、実務上の問題点を検討しています。新設された信託PTでもそのノウハウを生かして研鑽をしたいと考えています。



会員向け研修の様子

個人的には、昨年、他の委員会（リーガルサービスジョイントセンター）から、会員向けの研修のオファーをいただきました。その研修では、パワーポイントやウェビナーを駆使し、「スマートフォンで手軽に学習できる研修会」を企画しました（令和3年7月）。今後は、信託を身近に学習できる、このようなオプションも増やしていきたいと思います。

民事信託は、超高齢化社会を迎える日本社会において、後見制度や遺言などと並行して有効なスキームとなり得ます。信託PTがこの民事信託分野を牽引したいと考えています。



こちらから読んでね

春らしいお弁当



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

69期(2015/平成27年)

修習を振り返って

1 69期の修習スケジュールについて

69期の修習（69期A班）は、平成27年12月に和光の司法研修所で導入修習が行われ、平成28年1月から8月上旬まで実務修習、8月中旬から9月上旬にかけて再び司法研修所で集合修習、その後選択及びホームグラウンド修習を経て、11月に2回試験が行われるというスケジュールでした。

2 実務修習地について

私の実務修習地は東京都でした。先に合格した友人たちの話から地方修習にも興味がありましたが、就職活動や家庭の事情等を考慮し、出身地である東京都での修習を希望しました。

東京での実務修習は、修習前には都内で週5、週6でアルバイトをしていたので、勤務先が和光の司法研修所、裁判所、検察庁、そして修習先の法律事務所に変っただけという感じで、修習前の生活（朝から職場に行って仕事をして、夕方仕事が終わったら家に帰る）と基本的に変わることはありませんでしたが、飲み会だけは確実に増えました。

3 修習の思い出

(1) 実務修習の思い出

導入修習後、民裁修習、弁護修習、刑裁修習、検察修習の順に実務修習を行いました。

最初の民裁修習では、まだ修習に慣れず、裁判官から与えられた課題をこなすだけで必死でしたが、弁護修習、刑裁修習と修習が進むにつれて、ずうずうしく指導担当の弁護士や裁判官に対して、いろいろ質問をしました。

その中でも、私の中で印象に残っている質問は、刑



会員 川端 実 (69期)

裁修習時に質問した「刑事事件において贖罪寄付をさせたら、裁判官はどの程度それを量刑に考慮するのか」です。裁判官や事件の内容によっても異なることは重々承知ですが、裁判官の皆さんがどのように考えるのかを知ることができてとても有意義な修習生活を送ることができたと思っています。

(2) 40歳代修習生のLINEグループ

私は、旧司法試験から勉強を始め、ロースクールを経て、新司法試験でようやく合格したいわゆるベテラン受験生でした。そのため、就職活動で苦労することが予想されました。また、ロースクール卒業後もすんなり新司法試験に合格できませんでしたので、ロースクール時代の同級生というネットワークもありませんでした。

そのため、大学サークルの先輩であり、同期の修習生になった友人の発案で、同年代の修習生とLINEグループを作り、情報交換をすることにしました。最終的には人数が増えすぎて収拾がつかなくなりましたが、このLINEグループには東京、さいたま、横浜を実務修習地とする同世代の修習生が多く参加してくれ、同世代ならではの情報交換ができました。このグループで知り合った一部の方とはいまでも情報交換を行い、良い関係を続けています。

4 最後に

今回、修習生時代を振り返る機会をいただき、改めて本当にいろいろな方々にお世話になったなということを再認識しました。お世話になった方々への感謝の念に堪えません。お世話になった方々へ恩返しができるよう、今後も一層の努力を積み重ね、恥ずかしくない弁護士となれるよう頑張りたいと思います。

弁護士1年目を終えて

会員 井ノ上 奈莉子

1 はじめに

先日、クライアントとの会話の中で、弁護士になって何年目ですかという質問をいただいた。まだ1年目ですと答えようとして、既に入所から1年が経過したことに気が付き、少し言葉に詰まりながら2年目ですと答えた。本稿では、弁護士1年目を終えてみて、その振り返りをするとともに、2年目をどう過ごすか、自分なりに考えたところを述べたいと思う。

2 弁護士1年目の所感

総じて弁護士1年目は、そつなくこなせたことはほとんどなく、何をするにも時間がかかり、立ち止まってばかりだった。

2020年12月17日、弁護士登録をした日は、ようやく弁護士になれたことに喜びを感じると同時に、前日までは学生に毛が生えたような存在であったことを思うととても奇妙な気持ちで、現実味がなかった。事務所に入所してしばらくは、「先生」と呼ばれる度になんだか申し訳ないような気持ちになり、内心縮こまっていた。

徐々に「先生」と呼ばれることにも慣れ、研修期間が明けると、いよいよ社会に出ることになった。社会人として当然に身につけているべき常識を大慌てで習得しながら、日々弁護士としての業務にも追われ、飛ぶように季節が過ぎていった。名刺交換の手順を必死に調べていた春先の自分を思い出すと、遠い昔のこのように懐かしい。

そして、弁護士登録をしてから1年が経つ頃になっても、まだまだ自分は未熟で、日々目の前の仕事をこなすのに精一杯だった（今でも状況はあまり変わっていない）。周囲の1年生と仕事の話をする、

同じ新人でも仕事楽しくて仕方がないと言う人もいて、そんな話を聞いた後は、自分の成長が遅いのかとこっそり落ち込むこともあった。コロナ禍の真っ只中に入所した私は、そういった悩みを口にする機会もないまま、弁護士1年目を終えようとしていた。

そんな中、偶然、事務所の先輩弁護士の新人時代のお話を伺う機会に恵まれた。先輩いわく、最初の3年間は辛いことばかりで、仕事が全く楽しくなかった、とのことだった。

私はその言葉に驚くと同時に、今は仕事を楽しめなくてもいい、ということにとっても安心した。私の目には完璧に映る先輩にも、やはり苦しい時期はあって、それを乗り越えて今のご活躍があるのだと知ることができ、焦る気持ちが和らいだ。勿論、今仕事楽しい人が道を誤っているということではなく、ただ、人にはそれぞれの成長過程があって、日々の出来事の受け止め方も人それぞれである、ということが分かったのである。私は器用ではなく、何でも時間がかかる性質で、毎日自分にもどかしさを感じて落ち込むが、それでもいいと思えた。

3 弁護士2年目の抱負

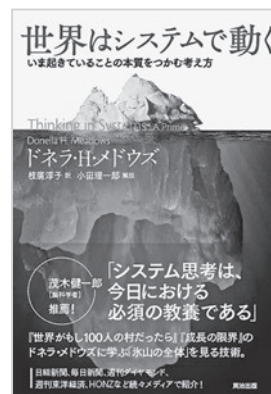
私の弁護士人生2年目は、まだ始まったばかりである。2年目も、おそらく日々思い通りにならず落ち込むことはあると思う。けれども、落ち込みながらも、より良い自分になることを目指し、日々をフルスイングで生きること集中して、とにかく諦めずに、また1年頑張ろうと思う。このエッセイが、私と同じような1年目を過ごした人の目に留まり、少しでもその孤独感が和らぐことを願って、筆を置きたい。

『世界はシステムで動く いま起きていることの本質をつかむ考え方』

ドネラ・H・メドウズ 著 枝廣淳子 訳 英治出版 2,090 円 (税込)

複雑化した問題の解決手段

会員 高橋 梨紗 (67 期)



本書は、様々な問題解決の助けとなり得る「システム思考」(小田理一郎氏による「解説」)によればシステム思考にもいくつかの学派があるが、本書で紹介されているのは、「システム・ダイナミクス」学派のもの)を紹介、解説した本である。システム思考が、ビジネスにおける問題、社会問題、経済問題、地球環境問題などの課題の解決に有用であることが説明されている。もちろん、より身近な問題である職場や家庭での人間関係や仕事の問題にも活用できるとのことである。

本書の著者、ドネラ・H・メドウズ氏は、化学及び生物物理学を修め、システム思考を用いて経済、環境、社会問題に取り組んだ。また、研究者からジャーナリストへ転身し、数々の書籍等の出版物を残している。『成長の限界』(書籍)や『世界がもし100人の村だったら』の原案となったエッセイも本書の著者が執筆したものである。これらの出版物の方が馴染みのある方もおられるかも知れない。

私も大学時代に化学を専攻していたことから、理系出身である著者が、システム思考を用いて社会や経済の問題解決に取り組み、ジャーナリストとしてわかりやすく発信しているというところに興味を持ち、本書を手にとった。

本書では、システムとは何か、システム思考の必要性、その活用方法などが指南されている。著者は、問題が続くことを望んでいる人はいないのに問題が解決できないのは、(ほとんどの)問題は、「本質的にシステムの問題だから」であり、「システムを“再構築する”」

ことで問題が解決に向かうと述べる。そして、問題を生じさせる構造を理解するためには、システムの構成要素だけでなく、構成要素間の「つながり」や「機能」「目的」の理解も重要であると述べる。私たちは、認識しやすいものや出来事について目を向けがちであるが、問題には様々な事柄が相互に関連しており、その関連性を明確にして全体像を見ることの重要性を説いている。本書は抽象的な内容ではあるものの、具体的な例を用いながら、システム思考を解説している。

特に興味深い部分は、システムを再構築するために、システムの中で介入すべきポイントが記載されている、「第6章 レバレッジポイント」と、システム思考家の知恵や教訓が記載された「第7章 システムの世界に生きる」である。個人的には、第7章に記載された「複雑性を祝福する」という教訓が印象に残った。人はつい、複雑さを避け確実なものを求めてしまう。私たちは非常に複雑化した社会に生きており、急速な変化の時代に生きている。複雑なものを複雑なものとして受け入れ、直視できる心の余裕や柔軟性を持ちたい。なお、前述の小田氏の「解説」には、システム思考の具体的な活用方法が初級レベルから説明されているので、こちらも参照されたい。

問題の本質を捉えるための一つのツールとしてシステム思考を学ぶことは、個人としての問題解決のためにはもちろん、弁護士として依頼者や社会が抱える問題に向き合う際に有用となるのではないかと思います。本書を推薦させていただいた。ぜひ多くの方に読んでいただきたい一冊である。



フルートの魅力

会員 芥川 詩門 (73 期)



私の趣味は、フルートを演奏することであり、20 年近くフルートを演奏してきた。

このような経験から、フルートの魅力について語りたいと思う。

フルートとは、木管楽器に分類される横笛である。木管楽器とされるものの、材質は銀であることが多いが、金や木であることもある。クラリネットやオーボエ等の他の木管楽器に比べると、高い音域を演奏することを得意としている楽器である。

フルートが使用されている有名曲としては、ソフトバンクモバイルのCMで用いられたチャイコフスキー作曲の「くるみ割り人形」より「あし笛の踊り」が挙げられる。YouTube等のサイトで検索をしてみしてほしい。

フルートの魅力といえば、何よりもその音色（おんしょく）である。クラシック音楽に限っても、ビゼー作曲のカルメン間奏曲のような優雅さ、モーツァルト作曲のフルート協奏曲のような華やかさや軽やかさ、ブラームス作曲の交響曲第4番第4楽章のような悲嘆さ等様々な音色を同じ楽器で表現することができる。プロ奏者のような音色で奏するのは、なかなか難しく、何度も音源を聞き込み、どれだけ理想とする音色に近づくことができるのか練習を重ねることになる。このような練習もフルート演奏の醍醐味の一つであり、目標とする曲を演奏できるようになったときの達成感はとても心地が良い。

幅広い音楽ジャンルの曲目を演奏することができる点もまたフルートの魅力である。フルートで演奏される曲目は、モーツァルト、バッハ等のクラシック音楽であることが多いが、ポップスで演奏されることもある。ジャズ、ボサノバ等でも演奏されることもあり、Jポップでも演奏されることがある。さらに、フルートは演奏

者人口が多く、あらゆるフルート奏者のニーズに応えるため、アイドルソング、演歌、ゲーム音楽等のほぼあらゆるジャンルの音楽のフルート用の楽譜が販売されている。また、最近では、YouTube等のサイトにおいても、音源と楽譜が適法に公開されている

ため、どのようなジャンルの音楽であってもフルートで演奏することができ、あらゆるジャンルの音楽ファンであっても演奏を楽しむことができる。

気軽に合奏をすることができるのもフルートの魅力である。合奏には、2人以上の比較的少人数で合奏を行うアンサンブルや、管楽器のみで比較的大人数で合奏を行う吹奏楽、管楽器・弦楽器・打楽器等で合奏を行うオーケストラなどの形態がある。特に、私は15-6年ほどオーケストラに所属し、ベートーヴェン、ブラームス、マーラー等の多種多様な曲目を演奏してきたため、オーケストラにおける合奏の魅力は非常に大きいと考えている。オーケストラは、通常、50-60人程のメンバーと一緒に一つの曲目を演奏することになるが、それぞれのメンバーがどのように表現をしたいのか、どのような音色を目指したいのか等を、曲目を演奏しながら、場合によっては言葉を用いずに、コミュニケーションをしていくことになる。そのようなやりとりを通じて、音楽を組み立てていくのは非常に楽しい。それに何よりも、演奏会本番で一体感や曲目の演奏が終わった瞬間の達成感は物凄いものがある。

このように魅力あふれるフルートの演奏を皆様の趣味の一つとしていただければ幸いである。

法の支配を蹂躪するロシアのウクライナ侵攻を非難する会長談話

本年2月24日未明、ロシアがウクライナに大規模な軍事侵攻を開始し、多数の民間人の犠牲者が出ていると報じられています。

当会も会員である国際法曹協会(International Bar Association)は、プーチン大統領によって命じられたウクライナ侵攻を最も強い言葉で非難する声明を出しました。同会のスタンフォード・モヨ会長は、「プーチン大統領によるこの行為は、紛れもなく国際法に違反する行為である。国連加盟国は1945年以来、領土は同意によってのみ変更できると合意しており、このルールは、国際法と国家間の秩序を維持するための中心的なものである。法の支配を保護し促進するために設立されたIBAは、ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する。」と述べています。

戦争は、市民の生命・身体の安全を脅かす究極の人権侵害行為です。戦争によって侵されるのは領土だけでなく、そこで

暮らす市民の平穏な生活です。

我が国の憲法は、前文で恒久平和主義を規定し、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有していることを確認しています。恒久平和主義の理念を掲げる憲法の下、基本的人権の擁護を使命とする私たち日本の弁護士は、国際法に違反し、法の支配を蹂躪する今回のロシアの人権侵害行為を、いかなる理由があろうとも断じて許すことはできません。

当会は、このようなロシアのウクライナ侵攻を非難するとともに、同国が法の支配を遵守し、武力侵攻と人権侵害行為を直ちに止めることを強く求めます。

2022(令和4)年2月28日

東京弁護士会会長 矢吹 公敏